

電子帳簿保存法一問一答

【電子取引関係】

令和8年7月

国 税 庁

目 次

I 通則

【制度の概要等】

問 1	電子取引のデータ保存制度はどのような内容となっていますか。	1
★ 問 2	電子取引とは、どのようなものをいいますか。	3
★ 問 3	従業員を雇用する際、賃金や労働時間等の労働条件を記載した「労働条件通知書」データを電子メールに添付して相手方に送信し、また、クラウドサービスを利用して「雇用契約書」の授受を行った場合、この「労働条件通知書」データや「雇用契約書」データは電子取引データとして保存する必要がありますか。	3
問 4	電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいのでしょうか。	3
★ 問 5	当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。	4
問 6	電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。	5
問 7	当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。	5
問 8	いわゆるスマホアプリによる決済を行いました、この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。	5
★ 問 9	e-Tax でダイレクト納付等の電子納税を行った場合にメッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知、納付完了通知）については、電子取引データとして保存する必要があるのでしょうか。	6
★ 問 10	インターネットバンキングを利用した振込等は、電子取引に該当するのでしょうか。また、該当する場合には、どのようなデータを保存すべきでしょうか。	6
★ 問 11	インターネットバンキングを利用した振込等も電子取引に該当し、振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータの保存が必要とのことですが、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能でしょうか。	7
問 12	従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当する場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。	7
問 13	当社の課税期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までですが、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和3年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのでし	

	ようか。		8
問 14	当社の課税期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までですが、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和5年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのでしょうか。		8
問 15	当社の課税期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までですが、令和6年1月1日以後に保存を行えば、同日前に行った電子取引の取引情報について、令和5年度の税制改正後の要件に従って保存することは認められますか。		8
★ 問 16	電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。		9

Ⅱ 適用要件

【基本的事項】

問 17	電子取引データは、どれくらいの期間保存する必要がありますか。		10
★ 問 18	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。		11
★ 問 19	妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。		11
問 20	ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。		12
問 21	パソコンやプリンタを保有しておらず、スマートフォンのみで取引を行っている場合には、どのように電子取引データ保存への対応をすればいいのでしょうか。		13
問 22	税務当局から電子データの書面への出力を求められた場合には、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。		13
問 23	電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどのようなものがありますか。		14
問 24	電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。		15
問 25	保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。		15
問 26	バックアップデータの保存は要件となっていますか。		16
問 27	いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられている		

	ものと考えてもよいでしょうか。		16
問 28	クラウドサービスの利用や、サーバを海外に置くことは認められますか。		16
問 29	電子取引で授受したデータについて、所得税法・法人税法と消費税法で取扱いにどのような違いがあるのですか。		17

【保存方法】

問 30	請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取ったり送付した場合、どのように保存すればよいですか。		18
★ 問 31	当社は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子データ）と書類（紙）が取引において混在しています。電子データ自体の保存は電子帳簿保存法上の保存要件に沿って適切に対応していますが、 <u>別途</u> 、電子メール等一定の電子データについては、経理事務の便宜のため、書面に印刷してその他の書類と一緒にファイルに綴り整理しています。このような保存方法を採用して問題ないですか。		18
問 32	電子取引の取引データの保存について、複数の改ざん防止措置が混在することは認められますか。また、電子データの格納先（保存場所）を複数に分けることは認められますか。		18
★ 問 33	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。		19
問 34	当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。 このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。		23
問 35	当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいのでしょうか。		24
問 36	電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるのでしょうか。		25
問 37	当社はスキャナ保存制度を利用しており、スキャニングした画像データを保存するための文書管理システムを保有しております。今回、電子取引により受領したPDFデータについても、この文書管理システムで保存することを検討		

	していますが問題ありますでしょうか。		25
★ 問 38	当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ（取引情報に関する文字の羅列）をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。		26
問 39	具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。		27
★ 問 40	E D I 取引を行った場合について、取引データそのものを保存する必要があるのでしょうか。それとも、E D I 取引項目を他の保存システムに転送し、エクセル形式やPDFデータ等により保存することも可能でしょうか。		27
★ 問 41	E D I 取引において、相手方から受け取ったデータに記載されている又は含まれている各種コードについて、あらかじめ定めている変換テーブルを使用することによって、その内容を変更することなく自社のコードに変換して保存することは認められるのでしょうか。		
	例えば、E D I 取引において、「税込」という情報を、相手方ではコード「1」としたデータで送付してきたものを、自社においてはコード「2」と変換した上で取り込んで保存することは認められますか。		27
問 42	エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存することは、認められますか。		28
★ 問 43	電子メール等で受領した領収書データ等を、訂正・削除の記録が残るシステムで保存している場合には、改ざん防止のための措置を講じていることとなりますか。		28
問 44	サイトからダウンロードできる領収書等データは、ダウンロードした時に授受があったとされるのでしょうか。また、ダウンロードしなければ、その電子データの保存義務は生じないのでしょうか。		28
★ 問 45	E C サイトで物品を購入したとき、E C サイト上の購入者の購入情報を管理するページ内において、領収書等データをダウンロードすることができる場合に、領収書等データを必ずダウンロードして保存する必要がありますか。		29
★ 問 46	高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、消費税法上、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書と利用した高速道路会社などの任意の一取引に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えない取扱いとなっていますが、電子帳簿保存法上はどのような取扱いとなりますか。		30
問 47	自社が発行した請求書データの保存について、当該データに記載されている内容が事後的にわかるものであれば、データベースにおける保存でもよいでしょうか。		30

【検索機能】

- 問 48 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点がありますか。…………… 31
- 問 49 規則第2条第6項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。…………… 31
- ★ 問 50 当社には電子取引の取引データを保存するシステムがありませんが、電子取引の取引データを保存する際の検索機能の確保の要件について、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。…………… 32
- 問 51 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する際の要件のうち、検索機能の確保の要件が不要とされる場合の「判定期間に係る基準期間の売上高が5,000万円以下の場合」とは、どのように判断すればよいのでしょうか。…………… 34
- 問 52 検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であつて、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合」について、具体的にはどのように書面を整理しておけば要件を満たすこととなりますか。…………… 35
- ★ 問 53 自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。その場合、メールの内容をPDF等にエクスポート・変換し、検索機能等を備えた上で保存する方法も認められますか。…………… 35
- 問 54 複数の請求書等が含まれているようなPDF形式の電子データは、どのように保存すれば検索要件を満たすこととなりますか。…………… 35
- 問 55 1ヶ月分の取引がまとめて記録された納品書データを授受した場合、検索要件の記録項目については、記録されている個々の取引ごとの取引年月日その他の日付及び取引金額を設定する必要がありますか。…………… 36
- 問 56 1回の見積りに関して、異なる取引条件等に応じた複数の見積金額が記録された見積書データを授受した場合、検索機能における記録項目である「取引金額」についてはどのように設定すればいいですか。…………… 37
- ★ 問 57 検索要件の記録項目である「取引金額」については、税抜・税込どちらとすべきでしょうか。…………… 37
- ★ 問 58 単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等に係るデータについては、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。…………… 37
- ★ 問 59 「ダウンロードの求め（電磁的記録の提示・提出の要求）」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出する際のデータの形式や並び順については決まりがあるのでしょうか。また、記憶媒

体自体についても提示・提出する必要はあるのでしょうか。		38
-----------------------------	-------	----

【タイムスタンプ】

問 60	総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。		39
問 61	「速やかに」タイムスタンプを付与することとしている場合で、やむを得ない事由によりおおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与できない場合は要件違反となるのでしょうか。		40
問 62	「業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う」とは何日以内にタイムスタンプを付与すればよいのでしょうか。		40
問 63	ワードやエクセル形式の電子取引データをPDFデータに添付し、タイムスタンプを付与する方法でも真実性の確保の要件を満たすことはできますか。		41

Ⅲ 重加算税の加重措置の除外措置

【基本的事項】

★ 問 64	電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときには重加算税が加重されるとのことですが、具体的にはどのような場合に加重の対象となるのでしょうか。		42
★ 問 65	<u>重加算税の加重措置の対象から除外されるのはどのような場合でしょうか。</u>	<u>.....</u>	<u>42</u>
問 66	法第8条第5項に規定する「その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録」のデータ形式として、PDF形式も認められますか。		43
問 67	使用している会計ソフトでは、金融機関やECサイト等のマイページに保存されているデータを、API連携機能やファイル連携機能、スクレイピング機能、RPA等により取得しています。このような方法は、規則第5条第5項第1号で規定する「特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引データの授受すること」に該当しますか。		43
問 68	ECサイトで商品を購入し、そのECサイトから領収書データをダウンロードし保存する場合、委託者（ECサイトに商品を出品した者）から、直接領収書データ（電子取引データ）を取得していませんが、そのような方法でも問題ないでしょうか。		44
★ 問 69	特定電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が自動連携しているような一体型のシステムである必要はなく、別々の場合であっても、規則第5条第5項第2号の要件を満たすことは可能であるとのことですが、具体的にはどういった場合に満たすことが可能になるのでしょうか。		44
問 70	規則第5条第5項2号では、特定電磁的記録を保存するシステム（証憑管理		

	ソフト等) で保存する特定電磁的記録のうち金額に係るものについて、訂正又は削除を行った上で電子帳簿に記録できないこと(又はその事実及び内容を確認できるようにしておくこと)を規定していますが、連携先の電子帳簿等について、満たすべき要件はありますか。	45
問 71	当社で使用している証憑管理ソフトでは、取引先との間で授受した特定電磁的記録を基にして、当該ソフト内で売掛帳や仕入先元帳を作成することができます。	
	このような場合、この証憑管理ソフトのみで規則第5条第5項第2号に規定する要件を満たすことはできますか。	45
問 72	保存義務者において、規則第5条第5項第4号に規定する「特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと」とありますが、具体的にどのような機能等で当該要件を満たすことができますか。	45
★ 問 73	Peppol インボイスの受領・発行につき、それぞれ異なるシステムを利用しています。重加算税の加重措置の除外措置等の適用を受けるためには、受領・発行の両方について1つのシステムで要件を満たさなければならないのでしょうか。	46
★ 問 74	<u>重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるためには、特定電子計算機処理システムを使用して、Peppol インボイスの受領・発行をどの程度行う必要があるのでしょうか。</u>	46
★ 問 75	<u>課税期間の中途に特定電子計算機処理システムを導入し、導入後は、電子取引データを規則第5条第5項各号の要件を満たして保存等を行っている場合、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることはできるのでしょうか。</u>	47

【令和7年国税庁告示第2号に関する事項】

★ 問 76	規則第5条第5項第1号に規定する国税庁長官が定める基準に適合する電子計算機処理システムを定める告示(令和7年国税庁告示第2号)が制定されましたが、これはどのような内容の告示でしょうか。	48
問 77	規則第5条第5項第1号に規定する国税庁長官が定める基準に適合する電子計算機処理システムを定める告示(令和7年国税庁告示第2号)の第1号で規定する「仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引に係る電磁的記録」とは、具体的にどのようなものになりますか。	48
問 78	規則第5条第5項第1号に規定する国税庁長官が定める基準を定める告示(令和7年国税庁告示第2号)の第2号に規定する「金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録」とは、どのようなのでしょうか。	48

【特例の適用を受ける旨の届出書】

- ★ 問 79 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けようとする場合には、あらかじめ届出書を提出することとなっていますが、具体的にはいつまでの期限を指すのでしょうか。 50
- 問 80 電子取引データを本店のほか事業所ごとに保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるための届出書を提出することができるのでしょうか。 50

【届出書の効力】

- 問 81 有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社があらかじめ提出した届出書の効力は株式会社に承継されますか。 51
- 問 82 個人事業者がいわゆる法人成りした場合、個人事業者が提出した届出書の効力は法人に承継されますか。 51

【特例の適用に係る変更・取りやめ】

- 問 83 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることをやめるために取りやめの届出書を提出した場合、その取りやめの届出書を提出した日において保存している電子取引データは、そのまま保存等することとしてもよいのでしょうか。 51
- 問 84 重加算税の加重措置の規定の適用を受けないことを取りやめる旨等を記載した届出書を提出しましたが、翌年以降本規定の適用を受けたい場合にはどうすればよいのでしょうか。 52
- 問 85 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるため、当該規定の要件を満たして電子取引データの保存を行っていますが、特定電子計算機処理システムに変更があった場合には、その程度のいかにを問わず、変更の届出書を提出しなければなりません。 52

IV その他

- 問 86 自社で使用する電子取引用のソフト等について、電子帳簿保存法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。 53
- 問 87 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会により認証されたソフトウェア等とはどのようなものなのでしょうか。 53
- 問 88 電子取引について、「災害その他やむを得ない事情」を証明した場合に保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、そのような事情があれば、電磁的記録の保存自体不要になるのでしょうか。 55

★ 問 89	当面、電子取引の取引情報に係る電子データ保存への対応が間に合いませんが、どのような対応をすればいいのでしょうか。	55
★ 問 90	電子データを授受した場合であっても、令和5年12月31日までの間は、やむを得ない事情があれば、出力することにより作成した書面による保存が認められるのでしょうか。	56
問 91	やむを得ない事情が認められ、かつ、整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出の求めに応じることができれば、電子データによる保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面」とはどのようなもののでしょうか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている」とありますが、具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。	57
問 92	やむを得ない事情が認められ、かつ、出力することにより作成した書面の提示又は提出に応じることができれば、電子データによる保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、事前に税務署への申請等を行うことは必要でしょうか。	58
★ 問 93	電子取引について、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認める場合に、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしているときは、保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、どのような場合がここでいう相当の理由があると認められることとなりますか。	58
★ 問 94	税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合には、その後に行った電子取引の全てについて、保存時に満たすべき要件が不要になるのでしょうか。	59
問 95	これまで原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存をしていましたが、今後システム更改を予定しており、新システムでは検索要件を備えた上でデータ保存をすることが困難な状況となります。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。	60
問 96	令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができる」ようにして保存していましたが、書類の保存スペースの関係から、電磁的記録を出力した書面を廃棄して電子データのみを保存することを検討しています。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。	60

- ★ 問 97 相当の理由が認められ、かつ、電子データ及びその電子データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限りです。）の提示又は提出の求めに応じることができれば、保存時に満たすべき要件に従った電子データの保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたもの」とはどのようなもののでしょうか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている」とありますが、具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。…………… 61
- 問 98 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存時に満たすべき要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか。また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどのように取り扱われるのでしょうか。…………… 62
- ★ 問 99 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面をスキャナ保存することは認められますか。…………… 63
- 問 100 私は、勤務先から支払われている給与のほか、副業として行っている講演・原稿執筆から得ている雑所得を有しています。これらの雑所得を生ずる活動については、相手方等との一切のやりとりを電子メール・ウェブサイト上で行っていますが、法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定に基づき、その取引情報に係る電子データを保存しなければなりません。…………… 64
- 問 101 当方は公益法人ですが、法人税法上の収益事業を行っており、青色申告の承認を受けて、法人税の申告をしています。電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、収益事業に係る取引に関するものだけを保存しておけばいいのでしょうか。それとも、収益事業を含む全ての事業の取引に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないのでしょうか。また、青色申告法人以外の公益法人である場合はどうなるのでしょうか。…………… 64
- ★ 問 102 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子データ）の保存を行っているシステムを新システムへ変更する場合、電子データを移行するに当たって、具体的にどのような措置を講ずる必要がありますか。…………… 65

用語の意義

本一問一答において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 法……………電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律をいう。
- 令 3 改正法……………所得税法等の一部を改正する法律(令和 3 年 3 月 31 日法律第 11 号)をいう。
- 規則……………電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則をいう。
- 令 5 改正規則……………電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年財務省令第 22 号)をいう。
- 取扱通達……………平成 10 年 5 月 28 日付課法 5－4 ほか 6 課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」(法令解釈通達)をいう。
- 国税……………法第 2 条第 1 号((定義))に規定する国税をいう。
- 国税関係帳簿書類……………法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係帳簿書類をいう。
- 国税関係帳簿……………法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係帳簿をいう。
- 国税関係書類……………法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係書類をいう。
- 電磁的記録……………法第 2 条第 3 号((定義))に規定する電磁的記録をいう。
- 保存義務者……………法第 2 条第 4 号((定義))に規定する保存義務者をいう。
- 電子取引……………法第 2 条第 5 号((定義))に規定する電子取引をいう。
- スキャナ保存……………法第 4 条第 3 項前段((国税関係書類の電磁的記録による保存))の適用を受けている国税関係書類に係る電磁的記録による保存をいう。
- 特定電磁的記録……………法第 8 条第 5 項に規定する特定電磁的記録をいう。
- 特定電子計算機処理システム……………規則第 5 条第 5 項第 1 号に規定する特定電子計算機処理システムをいう。
- 特定取引情報……………規則第 5 条第 5 項第 1 号に規定する特定取引情報をいう。

I 通則

【制度の概要等】

問 1 電子取引のデータ保存制度はどのような内容となっていますか。

【回答】

所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者が取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電磁的方式により授受する取引(電子取引)を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないという制度です(法7)。

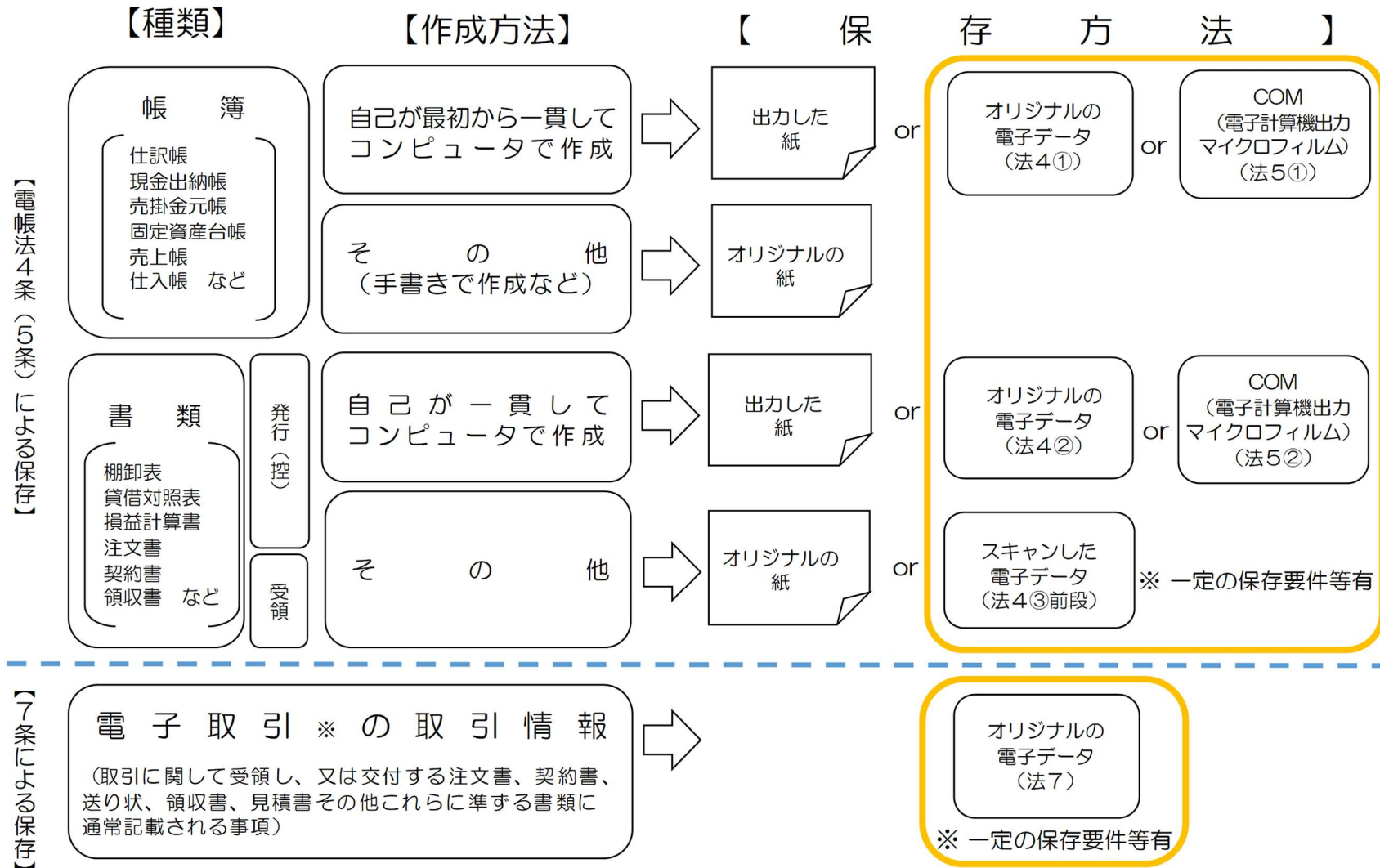
【解説】

所得税法及び法人税法では、個人事業者や法人といった保存義務者は、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、取引情報を電子取引により授受した場合も同様に、その取引情報に係る電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないこととされています。

また、保存する場所については、その取引情報の受領が書面により行われたとした場合又はその取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、その書面を各税法の規定により保存すべきこととなる場所に保存する必要があります(規則4①)。

なお、帳簿書類の電磁的作成、備付け、保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】」において、スキャナ保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」において解説します。

帳簿書類等の保存方法



※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

★ 問2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

【回答】

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます（法25）。

なお、この「取引情報」とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用した取引、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

また、所得税法及び法人税法において、「取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存することとされており、電子帳簿保存法における電子取引データの保存範囲もこれらの書類を紙で保存する場合の保存範囲と変わりません。このため、例えば、売上や仕入に係る注文書や請求書、領収書等のほか、仕入以外の事業上の費用（水道光熱費や旅費交通費など）に係るものについても保存範囲に含まれます。なお、「見積書」との名称の書類で相手に交付したものであっても、連絡ミスによる誤りや単純な書き損じ等があるもの、事業の検討段階で作成された、正式な見積書前の粗々なもの、取引を希望する会社から一方的に送られてくる見積書などは、保存の必要はないものと考えられます。

★ 問3 従業員を雇用する際、賃金や労働時間等の労働条件を記載した「労働条件通知書」データを電子メールに添付して相手方に送信し、また、クラウドサービスを利用して「雇用契約書」の授受を行った場合、この「労働条件通知書」データや「雇用契約書」データは電子取引データとして保存する必要がありますか。

【回答】

従業員の雇用に際して相手方に交付する「労働条件通知書」や相手方との間で取り交わす「雇用契約書」には、通常、契約期間、賃金、支払方法等に関する事項等が記載されており、法第2条第5号（（定義））に規定する取引情報に該当します。その取引情報の授受を電子メールなどの電磁的方式により行う場合には、電子取引に該当しますので、その電子取引データを保存する必要があります。保存方法については【問30】等を参照してください。

問4 電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいのでしょうか。

【回答】

電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）を行った場合についても電子取引に該当するため（法25）、その取引情報に係る電磁的記録の保存が必要となります（法7）。具体的に、この電磁的記録の保存とは、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合は当該添付ファイルを、それぞれ、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存する状態にすることをいいます。



問5 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

【回答】

(1)～(7)のいずれも「電子取引」（法25）に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータを保存しなければなりません（令和3年度の税制改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていましたが、令和3年度の税制改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類（国税関係書類以外の書類）として取り扱わないこととされました。）。

データ保存に当たっては、以下の点に留意が必要です。

イ (1)及び(2)については一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項第4号に定める事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。また、対象となるデータは検索できる状態で保存することが必要ですので、当該データが添付された電子メールについて、当該メールソフト上で閲覧できるだけでは十分とは言えません。

ロ (3)～(5)については、取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータについて、訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して授受及び保存をしていれば、電子取引の保存に係る要件を満たすと考えられます。他方、例えば、クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、イと同様の点に留意する必要があります。

ハ (6)及び(7)については、一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項第4号に定める事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。

ニ (1)～(7)のいずれの場合においても、データは各税法に定められた保存期間が満了するまで保存する必要があります。

ホ 取引慣行や社内のルール等により、データとは別に書面の請求書や領収書等を原本として受領している場合は、その原本（書面）を保存する必要があります。データと書面（紙）の両方を受領した場合の取扱いについては、【問16】も参照してください。

ヘ (4)のとおり、所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税の保存義務者が、その事業に関連するクレジットカードの利用明細データを受領した場合のように、個々の取引を集約した取引書類のデータを授受した場合には、クレジットカードの利用明細データ自体も電子取引の取引情報に該当することから、その電磁的記録の保存が必要です。また、その利用明細データに含まれている個々の取引についても、請求書・領収書等データ（取引情報）を電磁的に授受している場合には、クレジットカードの利用明細データ等とは別途、その保存が必要となります。

ト 消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等（書面）の保存が必要であり、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができる対象は、法令に定められた一定の取引に限られます。したがって、「電子取引」を行った場合に仕入税額控除の適用を受けるためには、登録番号や消費

税額など適格請求書等として必要な事項を満たすデータ（電子インボイス）の保存が必要となります。

また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面等については、保存書類（国税関係書類以外の書類）として取り扱わないこととされましたが、消費税法上、電子インボイスを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存する場合には、仕入税額控除の適用を受けることができます。

（注） 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿を保存することで仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。

問6 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

【回答】

この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書等に通常記載される事項をいう（法25）ことから、電子メールにおいて授受される情報の全てが取引情報に該当するものではありません。したがって、そのような取引情報の含まれていない電子メールを保存する必要はありません。

具体的には、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを保存する必要がありますが、電子メールの添付ファイルにより授受された取引情報（領収書等）については当該添付ファイルのみを保存しておけばよいことになります。

問7 当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。

【回答】

クラウドサービスを利用して取引先から請求書等を受領した場合にも、電子取引に該当します。

【解説】

請求書等の授受についてクラウドサービスを利用する場合は、取引の相手方と直接取引情報を授受するものでなくても、請求書等のデータをクラウドサービスにアップロードし、そのデータを取引当事者双方で共有するものが一般的ですので、取引当事者双方でデータを共有するものも取引情報の授受にあたり、電子取引に該当します。

問8 いわゆるスマホアプリによる決済を行いました、この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。

【回答】

アプリ提供事業者から電磁的方式により利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当します。そのため、当該利用明細等に係る取引データについて保存する必要があります。

【解説】

いわゆるスマホアプリを利用した際に、アプリ提供事業者から受領する利用明細に係る内容には、通常、支払日時、支払先、支払金額等が記載されていることから、法第2条第5号（（定義））に規定する取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）に該当し、その取引情報の授受を電磁的方式より行う場合には、電子取引に該当しますので、取引データを保存する必要があります（保存方法については【問36】等を参照してください）。

※ 消費税の仕入税額控除に関しては、【問5】の回答を参照してください。



問9 e-Tax でダイレクト納付等の電子納税を行った場合にメッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知、納付完了通知）については、電子取引データとして保存する必要があるのでしょうか。

【回答】

e-Taxでダイレクト納付等の電子納税を行った場合に納税者のメッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知、納付完了通知）は、電子帳簿保存法が規定する電子取引の取引情報に当たらないため、保存義務はありません。

【解説】

ダイレクト納付等の電子納税については、口座引き落としやATMの操作等を通じて納税者が日本銀行に直接納付する仕組みであって、税務署は納税者に対して「領収書」に相当する情報を交付する立場にありません。

したがって、当該受信通知は、電子帳簿保存法が規定する電子取引の取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）に係る電磁的記録に該当せず、保存義務はありません。

なお、税務署の窓口における現金納付等の際に発行される領収証書については、領収の当事者である税務署から発行されたものであるため、当該領収証書については、税法上保存する必要があります。また、電子納税であっても、ATMの操作等を通じて納付を行った場合にATMから出力される明細書（紙）に、領収に関する取引情報の記載がある場合には、当該明細書（紙）は税法上保存する必要があります。

（参考）

eLTAX（地方税ポータルシステム）で電子納税を行った場合に画面上で確認できる納付済みの確認メッセージ等についても、e-Taxの受信通知と同様に、それが「領収書」に相当する情報でない限り、電子帳簿保存法が規定する電子取引の取引情報に該当せず、保存義務はありません。

なお、上記のとおり、ATMの操作等を通じて納付を行った場合にATMから出力される明細書（紙）に、領収に関する取引情報の記載がある場合には、当該明細書（紙）は税法上保存する必要があります。



問10 インターネットバンキングを利用した振込等は、電子取引に該当するのでしょうか。また、該当する場合には、どのようなデータを保存すべきでしょうか。

【回答】

インターネットバンキングを利用した振込等も、電子取引に該当します。

電子帳簿保存法上、保存しなければならないその電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項（振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等）が記載されたデータ（電磁的記録）です。

【解説】

インターネットバンキングを利用した支払等は、その取引情報の正本が別途郵送されるなどといった事情がない限り、EDI取引として電子取引に該当します。

この場合に、電子帳簿保存法上、保存しなければならないその電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項（振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等）が記載されたデータ（電磁的記録）であり、そのデータ（又は画面）をダウンロードする又は印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法によって保存してください。

なお、振込依頼を受け付けた旨のみが単に画面に表示される場合については、その旨は、取引に関して受領し、又は交付する書類に通常記載される事項ではなく、取引情報には該当しないことから、令和3年度の税制改正前においても出力書面等を保存する必要がなかったことから明らかなように、電子帳簿保存法上、その旨が記載された電磁的記録（又は画面）を保存する必要はありません。



問11 インターネットバンキングを利用した振込等も電子取引に該当し、振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータの保存が必要とのことですが、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能でしょうか。

【回答】

金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能です。

【解説】

インターネットバンキングを利用した振込等に係る取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータについては、そのデータ（又は画面）をダウンロードする又は印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法により保存することとしています（【問10】参照）。

そのほか、ご質問のように金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等（以下「オンライン上の通帳等」といいます。）による保存も可能です。この場合において、1件の振込等において振込先が複数あるときは、各振込先・振込金額を確認できる書類等の保存が必要です。

なお、オンライン上の通帳等による保存の場合、オンライン上の通帳等の確認が随時可能な状態であるときは、必ずしもオンライン上の通帳等をダウンロードして保存していなくても差し支えありません。この取扱いによる場合には、問45の【解説】を併せて参考にしてください。

問12 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当する場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

【回答】

従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、集約するまでの一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に電子データ自体は保存しておきつつ、検索機能を損なうことがないように会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でそうした保存状況にあることを情報として管理しておくことも認められます。

なお、この場合においても、規則第4条第1項各号に掲げる措置を行うとともに、税務調査の際には、その従業員が保存する電磁的記録について、税務職員の求めに応じて提出する等の対応ができるような体制を整えておく必要があり、電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるよう管理しておく必要があります（【問32】参照）。

【解説】

法人税法上、会社業務として従業員が立替払いした場合には、原則、当該支払が会社の費用として計上されるべきものであることから、従業員が立替払いで領収書を電子データで受領した行為は、会社の行為として、会社と支払先との電子取引に該当すると考えることができます。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として保存し、管理する必要がありますが、会社の業務フロー上、打ち出された紙ベースでの業務処理が定着しており、直ちに電子データを集約する体制を構築することが困難な場合も存在することも想定され得ることから、集約するまでの一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等により、請求書データを格納する方法により保存することを認めることを明らかにしたものです。なお、この場合においても、当該電子データの真实性確保の要件等を満たす必要があることから、例えば、正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程に従って保存を行う等、規則第4条の規定に従って保存を行う必要があります。

また、このような場合であっても、本社の経理部等において一定の方法により規則性をもって検索することが可能な体制を構築することが求められるのは、税務調査の際には、税務職員の求めに応じて電磁的記録の提出を行う等の対応が求められることから、円滑に集約が行えるような状態として保存しておく必要があるためです。したがって、結果として、税務

調査の際に保存データの検索を行うに当たって特段の措置が取られておらず、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができないような場合には、会社として、その電磁的記録を適正に保存していたものとは認められない点に注意してください。

おって、会社業務として従業員が立替払いした場合の電子取引の取引情報に係る情報の一部について、電子データが適正に保存されず、出力した書面のみが保存されているものがあったとしても、そのような事実のみをもって、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません（【問 98】参照）。

問13 当社の課税期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までですが、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和3年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのでしょうか。

【回答】

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、令和3年度の税制改正後の要件により保存しなければなりません。

【解説】

令和3年度の税制改正における電子帳簿保存法の改正の施行日は令和4年1月1日であり、同日以後に行う電子取引の取引情報については改正後の要件に従って保存を行う必要があります（令3改正法附則82⑥）。

したがって、同一課税期間に行う電子取引の取引情報であっても、令和3年12月31日までの電子取引と令和4年1月1日以後行う電子取引とではその取引情報の保存時に満たすべき要件が異なることとなりますので注意してください。また、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、【問14】を参照してください。

なお、令和3年度の税制改正により廃止された電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等による保存について、令和4年度の税制改正において整備された「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行に向けた宥恕措置」により、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引については、事実上、可能とされていますので、【問89】等を参照してください。

問14 当社の課税期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までですが、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和5年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのでしょうか。

【回答】

令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、令和5年度の税制改正後の要件により保存しなければなりません。

【解説】

令和5年度の税制改正における電子帳簿等保存制度の見直し（規則の改正）の施行日は令和6年1月1日であり、同日以後に行う電子取引の取引情報については改正後の要件に従って保存を行う必要があります（令5改正規則附則2②）。

したがって、同一課税期間に行う電子取引の取引情報であっても、令和5年12月31日までの電子取引と令和6年1月1日以後に行う電子取引とでは、その保存時に満たすべき要件が異なりますので注意してください（【問48】等参照）。

問15 当社の課税期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までですが、令和6年1月1日以後に保存を行えば、同日前に行った電子取引の取引情報について、令和5年度の税制改正後の要件に従って保存することは認められますか。

【回答】

令和6年1月1日以前に行った電子取引の取引情報については、令和5年度の税制改正後の要件により保存することは認められません。

【解説】

令和5年度の税制改正における電子帳簿保存法の改正の施行日は令和6年1月1日であり、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度に関する改正は、同日以後に行う電子取引の取引情報について適用することとされています（令5改正規則附則2②）。そのため、同日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、令和5年度の税制改正後の要件により保存を行わなければならないこととされています。一方で、同日前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、令和5年度の税制改正後の要件により保存することは認められませんので、その電磁的記録について、令和5年度の税制改正前の要件（その電磁的記録を出力した書面等を整理して保存している場合に検索要件が緩和される等の措置が講じられる前の検索機能の確保の要件等）を満たしてその電磁的記録を保存していただく必要があります（令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、令和3年度の税制改正により、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止されましたので注意してください。）。

なお、令和3年度の税制改正により廃止された電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等による保存について、令和4年度の税制改正において整備された「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行に向けた宥恕措置」により、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引については、事実上、可能とされていますので、【問89】等を参照してください。

★ 問16 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。

【回答】

電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、書面及び電子データの両方を保存する必要があります。

【解説】

取引において、通常、請求書は一つであるから、正本・副本がある場合その正本を保存すれば足りると考えられます。ただし、書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、当該電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合等には、正本である書面の保存に加え、電子データの保存も必要になると考えられます。

Ⅱ 適用要件

【基本的事項】

問 17 電子取引データは、どれくらいの期間保存する必要がありますか。

【回答】

電子帳簿保存法は、国税関係帳簿書類の保存方法等について所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものであることから、電子取引データについてもそれぞれの法律で定められた期間保存する必要があります。

具体的には、次の表のとおりです。

なお、バックアップデータの保存については、法令上の要件とはなっていませんが、保存期間を通じて適切に保存がなされるためには、バックアップデータを保存することが望まれます。

(参考) 国税関係帳簿書類の保存期間

○個人事業者の場合

【青色申告者】

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年※
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

※ 前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の方は、5年間の保存が必要です。

【白色申告者】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

【共通】

- ・保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)となります。
- ・消費税の課税事業者が仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等及び適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として交付した適格請求書の写しや提供した電磁的記録については、上記にかかわらず7年間保存する必要があります。
- ・雑所得を生ずべき業務を行う方で、前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要があります。

○法人の場合【青色申告者及び白色申告者】

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など		7年
書類	棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など		7年

- ・青色申告書を提出した事業年度で欠損金額(青色繰越欠損金)が生じた事業年度または青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失金額が生じた事業年度においては、10年間(平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年間)となります。
- ・その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日を起算日とします。

★ 問18 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります（規則 2 ②一イ、二、⑥五、六、4 ①）。

なお、詳しくは下記の表をご覧ください。

○ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要

要 件
電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限ります。）（規 2 ②一イ、⑥六、4 ①）
見読可能装置の備付け等（規 2 ②二、4 ①）
検索機能の確保（規 2 ⑥五、4 ①）
次のいずれかの措置を行う（規 4 ①） - 一 タイムスタンプが付された後の授受 - 二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す ※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。 - 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して、授受及び保存を行う - 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、備付け、運用する

★ 問19 配偶者と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2021年（令和3年）1月31日に株式会社霞商店から受領した110,000円の請求書
⇒「20210131_株霞商店_110000」

2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3 【問33】に記載の事務処理規程を定めて備付け、定めた規程に沿って運用する。

※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

※ 判定期間に係る基準期間（通常は2年前です。）の売上高が5,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしておき、上記のダウンロードの求めに応じようとしている場合には、上記1の設定等による検索機能の確保が不要となります。

（注）令和5年度の税制改正前（令和5年12月31日までにを行う電子取引の取引情報）については、判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に限り、上記1の設定等による検索機能の確保が不要となります。

【解説】

令和3年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければな

請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、上記の方法により保存することで要件を満たすこととなると考えられます。

(索引簿の作成例)

[illegible]

問20 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません。

電磁的記録は、その特性として、肉眼で見るためにはディスプレイ等に出力する必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、①税務調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、②日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。

なお、小規模事業者では、使用できるディスプレイ等の台数が限定されているために、そのような調整を図った上でもなお税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することが一時的に難しい状況が発生すること考えられますが、そのような場合には当該電磁的記録のコピー（複製データ）を作成して税務職員に提出できるようにしておくなどの対応に代える必要があります。

問21 パソコンやプリンタを保有しておらず、スマートフォンのみで取引を行っている場合には、どのように電子取引データ保存への対応をすればいいでしょうか。

【回答】

スマートフォンで授受（メールやインターネット上表示された領収書等をダウンロード）した電子取引データを保存する場合も、検索機能を確保するとともに、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を定めて備付け、定めた規程に沿って運用するなどの対応が必要になります。

なお、電子取引データの保存時に満たすべき要件にはプリンタの備付けも含まれていますが、税務調査等があった時点においてプリンタを常設していない場合であっても、近隣の有料プリンタ等により税務職員の求めに応じて速やかに出力するなどの対応ができれば、プリンタを備え付けているものと取り扱って、差し支えありません。

【解説】

スマートフォンで授受した領収書等データについても、電子取引の取引情報に該当するため、規則第4条に規定する要件を満たして保存する必要があります。具体的には、例えば、スマートフォン内やクラウドに保存したデータに通し番号等を付した上で保存し、スマートフォン内の表計算ソフトアプリで索引簿を作成するなどにより検索機能を確保するとともに、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を定めて備付け、定めた規程に沿って運用するなどの対応が必要になります。

もっとも、スマートフォンの機種利用期間は、電子取引データの保存期間（【問17】参照）よりも短い場合が多いと考えられるため、電子取引データを保存しているスマートフォンの交換を行う場合、例えば、①交換後のスマートフォン等に当該電子取引データを移行して保存を行う、②当該電子取引データの保存期間中は、交換前のスマートフォンが正常に動作する状態にしておくなどの対応が必要になると考えられます。なお、①、②のいずれにおいても、当該電子取引データの保存期間中は規則第4条に規定する要件を満たして保存する必要があります。加えて、①による対応を行う場合には、当該電子取引データの移行時においても改ざん防止措置を講じる必要があります（【問102】参照）。

また、電子取引データの保存時に満たすべき要件には電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタの備付けも含まれているところ、保存に用いているスマートフォンがあれば、電子計算機、プログラム、ディスプレイの備付けに係る要件は充足していることとなります。また、プリンタについても、基本的には納税地等に備え付けておく必要がありますが、税務調査等があった時点においてプリンタを常設していない場合であっても、近隣の有料プリンタ等により税務職員の求めに応じて速やかに出力するなどの対応ができれば、プリンタを常設していないことのみをもって要件違反として取り扱うことはありません。

なお、索引簿の作成例や事務処理規程の詳細（サンプル）につきましては、【問19、問33】を参照してください。

おって、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間の売上高が、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度の売上高が、5,000万円以下の場合又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしている場合には、検索機能の確保は不要です（その場合には、保存しているデータについて、税務調査の際に、税務職員からのダウンロードの求めに応じることができるようにしている必要があります。）。

（注） 令和5年度の税制改正前（令和5年12月31日までにを行う電子取引の取引情報）については、基準期間の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に限り、検索要件の確保が不要となります。

問22 税務当局から電子データの書面への出力を求められた場合には、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。

【回答】

規則第2条第2項第2号において、電子データの画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」ことと規定されており、この場合の

「整然とした形式」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます(取扱通達4-8)。

そのため、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できれば、画面印刷(いわゆるハードコピー)であっても認められます。

なお、この取扱いは、画面及び書面に出力することができるようにしておくことを意味するものであり、原則として、電子取引に係る電子データを出力した書面等を保存することを認めるものではありませんので注意してください。

ただし、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、授受した電子データを要件に従って保存をすることができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ並びにその電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出をすることができるようにしている場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能です。その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存をすることは認められませんのでご注意ください(【問93】参照)。

【解説】

税務調査の際の電子データの画面及び書面への出力に当たっては、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式になっている必要がありますが、その形式については定めがないため、画面印刷(いわゆるハードコピー)であっても要件を満たせば認められます。

(注) 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行った電子取引については、授受した電子データについて要件に従って保存をすることができないことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出をすることができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能となり、また、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存することも認められます(【問90】参照)。

問23 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどういうものがありますか。
--

【回答】

記憶媒体の種類にかかわらず保存時に満たすべき要件は同じであり、外部記憶媒体に限った要件はありません。

【解説】

電子帳簿保存法では、記憶媒体や保存すべき電磁的記録を限定する規定はないことから、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存媒体については保存義務者が任意に選択することができますこととなります。

また、保存時に満たすべき要件に関しても記憶媒体ごとに規定されていないことから、いずれの記憶媒体であっても同一の要件が適用されることとなります。

なお、実際のデータの保存に際しては、サーバ等(運用委託しているものを含みます。)で保存していた電磁的記録と外部記憶媒体に保存している電磁的記録は当然に同一のものでなければなりません。このため、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

問24 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。

【回答】

変更前のシステムを用いること等により検索機能が確保されているのであれば、現在使用しているシステムにより検索ができなくても差し支えありません。

【解説】

規則第2条第6項第5号に規定する検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、規則第2条第2項第2号に係る出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付けばよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。

例えば、システム変更等をした場合に、変更前のデータについては、変更前のシステムにおいて検索機能を確保している場合などがこれに該当します。

なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が要件を満たして保存してある電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。

問25 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。

【回答】

保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。

【解説】

国税関係書類の電磁的記録の検索機能については、原則として一課税期間を通じて保存対象となる電子データを検索することができる必要があることから、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうとされており（取扱通達4-10）、電子取引に係る電磁的記録も、原則として、一課税期間ごとに任意の範囲を指定して検索をすることができる必要があります。

しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合や取引先ごとに指定のEDIやプラットフォームがある場合（取引先・書類の種類ごとに複数のEDIやプラットフォームを使用している場合）など、一課税期間を通じて保存対象となる電子データを検索することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その保存媒体ごとや一課税期間内の合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません（取扱通達4-9）。

なお、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は、この範囲を指定して条件を設定できる機能（及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能）の確保は不要となります（また、この場合において、判定期間に係る基準期間における売上高が5,000万円以下の事業者又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしている事業者については全ての検索機能の確保の要件が不要となります（【問51、問52】参照）。）。

（注） 令和5年度の税制改正前（令和5年12月31日までに行う電子取引の取引情報）については、判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に限り、検索機能の確保の要件が不要となります。

問26 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

【回答】

バックアップデータの保存は要件となっていません。

【解説】

バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、保存期間中の可視性の確保という観点から、バックアップデータを保存することが望まれます。

また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

問27 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。

【回答】

規則第2条第6項第6号において準用する同条第2項第1号のシステム関係書類等については、書面以外の方法により備え付けることもできますこととしています(取扱通達4-6本文なお書)ので、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、システム概要書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。

問28 クラウドサービスの利用や、サーバを海外に置くことは認められますか。

【回答】

規則第2条第2項第2号に規定する備付け及び保存をする場所(以下「保存場所」といいます。)に備え付けられている電子計算機とサーバとが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、規則第2条第2項第2号に規定する状態で速やかに出力することができる場合は、クラウドサービスを利用する場合や、サーバを海外に置いている場合であっても、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます。

【解説】

近年、コンピュータのネットワーク化が進展する中、通信回線のデータ送信の高速化も進み、コンピュータ間でデータの送受信が瞬時にできる状況となっていますが、電子帳簿保存法の趣旨(法1)を踏まえ、保存場所に備え付けられている電子計算機と国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されていることなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従って、速やかに出力することができる場合は、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます(取扱通達4-7注書き)。

そして、現在、企業が会計処理をはじめとする業務処理を外部委託する場合には、受託企業の大半が国内外の複数の場所にあるコンピュータをネットワーク化してデータ処理し、国内外のサーバにデータを保存している状況となっていますが、前述の点を踏まえれば、仮に電磁的記録が海外にあるサーバに保存されている場合(保存時に満たすべき要件を満たしている場合に限ります。)であっても、納税地にある電子計算機において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することができる等、当該取引情報の送付又は受領が紙ベースで行われたとした場合に納税地に保存されているのと同様の状態にあれば、納税地に保存等がされているものとして取り扱われます。

なお、バックアップデータの保存については、法令上の要件とはなっていませんが、通信回線のトラブル等による出力障害を回避するという観点からバックアップデータを保存することが望まれます。

問29 電子取引で授受したデータについて、所得税法・法人税法と消費税法で取扱いにどのような違いがあるのですか。

【回答】

令和3年度の税制改正により、所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。以下同じです。）及び法人税に係る保存義務者については、令和4年1月1日以後行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面やマイクロフィルム（以下「書面等」といいます。）に出力して保存する措置が廃止されましたので、その電磁的記録を一定の要件の下、保存しなければならないこととされました。

一方、電子インボイス等、消費税法令において保存することとされている電子データの保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、令和4年1月1日以後も引き続き、その電磁的記録を書面に出力することにより保存することも認められています（【問5】参照）。

なお、所得税及び法人税に係る保存義務者について、令和6年1月1日以後に電子取引を行う場合には、授受した電子データについて要件に従って保存をすることができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ並びにその電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出をすることができるようにしている場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能です。その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存することは認められませんのでご注意ください（【問93】参照）。

また、所得税及び法人税に係る保存義務者については、令和4年度の税制改正における「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行に向けた宥恕措置」によって、令和3年度の税制改正により廃止された電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等による保存について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引については、事実上、可能とされています（【問89】等参照）。

【保存方法】

問30 請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取ったり送付した場合、どのように保存すればよいですか。

【回答】

電子的に受け取ったり送付した請求書や領収書等については、データのまま保存しなければならないこととされており（法7）、その真実性を確保する観点から、以下のいずれかの条件を満たす必要があります（規則4①）。

- (1) タイムスタンプが付与されたデータを受領（規則4①一）
- (2) 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す（規則4①二）

※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事項に処理に関する規程を定めている場合に限る。

- (3) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用してデータの授受及び保存を行う（規則4①三）
- (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、備付け、運用する（規則4①四）

また、事後的な確認のため、検索できるような状態で保存すること（規則2⑥五）や、ディスプレイ等の備付け（規則2②一イ、二）も必要となります。

なお、上記の条件を具備し、その他の要件も充足した形で適切に電子取引データを保存しているのであれば、自己の管理の便宜のために書面に出力したり、データ喪失時に備えて念のため書面に出力したものを併せて保存しておくといった対応をすることは、特段禁止されていません（【問31】参照）。

★ 問31 当社では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子データ）と書類（紙）が取引において混在しています。電子データ自体の保存は電子帳簿保存法上の保存要件に沿って適切に対応していますが、別途、電子メール等一定の電子データについては、経理事務の便宜のため、書面に印刷してその他の書類と一緒にファイルに綴り整理しています。このような保存方法を採用して問題ないですか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を削除せず、電子帳簿保存法の保存要件に沿って保存した上で、当該電磁的記録を書面に出力し、その他の書類と一緒に整理することは、問題ありません。

問32 電子取引の取引データの保存について、複数の改ざん防止措置が混在することは認められますか。また、電子データの格納先（保存場所）を複数に分けることは認められますか。

【回答】

電子取引の取引データの授受の方法は種々あることから、その授受したデータの様態に応じて複数の改ざん防止措置が混在しても差し支えありません。

また、電子データの格納先や保存方法についても、取引データの授受の方法等に応じて複数に分かれることは差し支えありませんが、電子データを検索して表示する場合には、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるよう管理しておく必要があります。

【解説】

規則第4条第1項に規定されている電子取引の取引データの保存時に満たすべき要件（改ざん防止措置）については、それぞれ同項各号に掲げる措置（①タイムスタンプが付された後の授受②授受後速やかにタイムスタンプを付す等③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用④訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、備付け、運用する）のうちいずれかのものを行うこととされていますが、

これらの措置は保存義務者の任意により自由に選択することが可能となっています。

電子取引に該当する取引データの授受の方法は種々であることから、その授受したデータの様態に応じて複数の改ざん防止措置を使い分けることは認められます。

また、電子データの格納先や保存場所についても、例えば、取引先ごとに指定のEDIやプラットフォームがあり取引の相手先ごとに取引データの授受を行うシステムが異なっている場合や書類の種類ごとに取引データの授受を行うシステムが異なっている場合において、各取引データについて、必ず一つのシステムに集約して管理しなければならないとすることは合理的でないと考えられますので、取引データの授受の方法等に応じて保存場所が複数のシステムに分かれること等は差し支えありません。ただし、当該電子データについては、ディスプレイ等に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておく必要があるため、例えば、A取引先についてはaシステムに、B取引先についてはbシステムに、それぞれ取引データが格納されていることが分かるようにしておく等の管理が必要であると考えられます。

したがって、同じ取引先から毎月同一のシステムを介して請求書データをやり取りしているにもかかわらず、合理的な理由がない状態で規則性なく保存先を散逸させ、保存データの検索を行うに当たっても特段の措置がとられず、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができないような場合は、その保存方法については認められないこととなります。

★ 問33 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

【回答】

規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」は、当該規程によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から必要な措置として要件とされたものです。

この規程については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要がありますが、必要となる事項を定めた規程としては、例えば、次のようなものが考えられます。

なお、規程に沿った運用を行うためには、社内において、電子取引情報を扱う従業員やそのマネジメントを行う管理者を対象に規程の内容を周知することが重要です。業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能により、そうした運用を確保することとしても差し支えありません。

(法人の例)

※ 下記の規程(サンプル)については、こちらからダウンロードできます。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■(クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四 ECサイトを利用した取引
- 五 インターネットバンキングを利用した振込
- 六

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 インターネットバンキングの入出金情報
- 八 ▲▲

取引先等とデータでやりとりしたもののうち、取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)が含まれるデータについては、全て要件に従ってデータのまま保存していただく必要がありますの

でご注意ください。

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 X X X X
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 X X X X

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
 - 二 取引伝票番号
 - 三 取引件名
 - 四 取引先名
 - 五 訂正・削除日付
 - 六 訂正・削除内容
 - 七 訂正・削除理由
 - 八 処理担当者名
- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

(個人事業者の例)

※ 下記の規程（サンプル）については、こちらからダウンロードできます。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

問34 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。

このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

【回答】

共通のサービス利用者間の電子取引において、サービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する場合についても、規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められます。

なお、電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合に、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容が、その電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等を利用しているときは、規則第4条第1項第3号に定める方法として、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める必要はありません。

【解説】

規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」について、取扱通達7-7は、(1)「自らの規程のみによって防止する場合」と(2)「取引相手との契約によって防止する場合」を例示していますが、質問に係る保存サービスの契約自体は、サービス提供者と利用者が行うものであり、サービス利用者同士がデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行わない限り、取扱通達7-7(2)には該当しません。

しかしながら、規則第4条第1項第4号が規程を要件としているのは、当該規程によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保することを目的としたものであり、この真実性を確保する手段については、必ずしも、取扱通達7-7(1)と(2)には限られません。

質問のケースにおいて、サービス利用者間にデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約がなくても、同サービス利用者それぞれが、データ訂正等の防止に関する条項を含む契約をサービス提供者と行っていれば、同サービス利用者間で共通のデータ訂正等の防止に関する手続が担保されることとなります。このようにサービス提供者との契約によって防止する方法についても、規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められます。

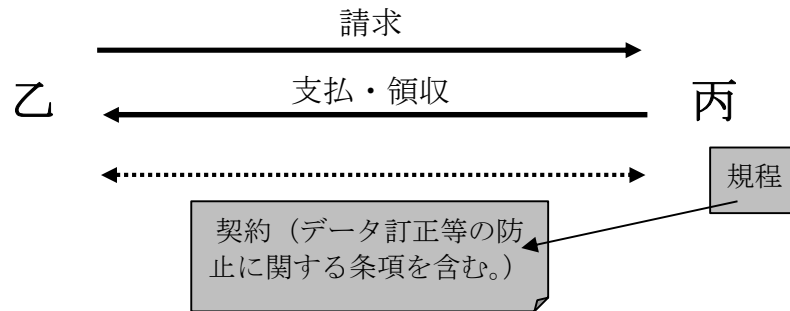
この場合、各利用者が定める規程には、取扱通達7-7(2)に準じて①～③の内容を含むことが考えられます。

- ① サービス提供者とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

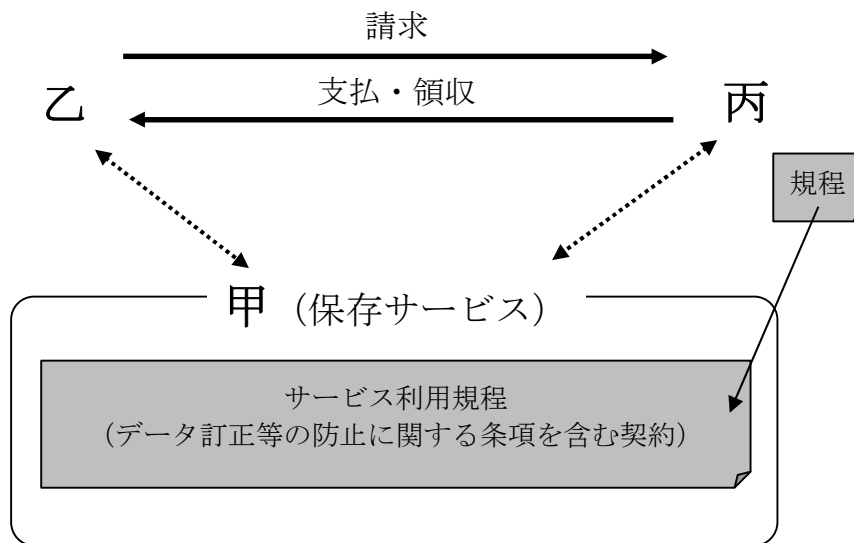
また、具体的な規程の例としては「電子取引の種類を問わず、電子取引を行う場合には、事前に、サービス提供相手とデータの訂正等を行わないことに関する具体的な条項を含んだ契約を締結すること。」等の条項を含む規程が考えられます。

なお、質問のケースにおいても、データ訂正等の防止に関する条項について、保存サービスの利用規約を引用する形で電子取引の取引相手と個別に契約を行うことも可能です（この場合、取扱通達7-7(2)「取引相手との契約によって防止する場合」に該当することになります。）。

1 取扱通達 7－7(2)の関係図



2 本照会に係る関係図



問35 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいでしょうか。

【回答】

請求書をクラウドサービスにより受領したものと電子メールにより受領したものがある場合のように、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、それが同一のものであるのであれば、いずれか一つの電子取引に係る請求書を保存しておけばよいこととなります。

【解説】

電子取引の取引データについて、2つの電子取引により同一の取引データを受領した場合には、いずれの取引データを保存する必要があるのか問題となりますが、それらの取引データが同一の内容（データ形式が異なる場合を含みます。）であれば同一の請求書を重複して保存することとなるため、いずれかの電子取引に係る請求書を保存しておけばよいこととなります。

なお、同じ取引先との請求書データを保存する場合に、合理的な理由がない状態で規則性なく保存先を散逸させ、保存データの検索を行うに当たっても特段の措置がとられず、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができないような場合は、その保存方法については認められないこととなります（【問32】参照）。

問36 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるでしょうか。

【回答】

電子取引を行った場合には、取引情報を保存することとなりますが、例えば次に掲げる電子取引の種類に応じて保存することが認められます。

- 1 電子メールに請求書等が添付された場合
 - (1) 請求書等が添付された電子メールそのもの（電子メール本文に取引情報が記載されたものを含みます。）をサーバ等（運用委託しているものを含みます。以下同じです。）自社システムに保存する。
 - (2) 添付された請求書等をサーバ等に保存する。
- 2 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合
 - (1) P D F等をダウンロードできる場合
 - ① ウェブサイトに領収書等を保存する。
 - ② ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。
 - (2) H T M Lデータで表示される場合
 - ① ウェブサイト上に領収書を保存する。
 - ② ウェブサイト上に表示される領収書をスクリーンショットし、サーバ等に保存する。
 - ③ ウェブサイト上に表示されたH T M Lデータを領収書の形式に変換（P D F等）し、サーバ等に保存する。
- 3 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合
 - (1) クラウドサービスに領収書等を保存する。
 - (2) クラウドサービスから領収書等をダウンロードして、サーバ等に保存する。
- 4 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して、経費を立て替えた場合
従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する。

なお、この場合にはいわゆるスクリーンショットによる領収書の画像データでも構いません。

おって、これらのデータを保存するサーバ等は可視性および真実性の要件を満たす必要がありますので注意してください。

【解説】

法第2条第5号において、電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」と定義され、その取引情報の具体的な内容は、「取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項」とされています。

この電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関して、授受した電磁的記録をそのまま上記の方法により保存することが認められますが、電子取引により受領した請求書等の取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）を確認し、改めてその取引情報のみをサーバ等に自ら入力することをもって電磁的記録の保存とすることは認められません。

問37 当社はスキャナ保存制度を利用しており、スキャニングした画像データを保存するための文書管理システムを保有しております。今回、電子取引により受領したP D Fデータについても、この文書管理システムで保存することを検討していますが問題ありませんでしょうか。

【回答】

現在使用している文書管理システムで、電子取引データ保存の要件を満たすことができるのであれば、問題ありません。

ただし、スキャナ保存をするための要件（電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】

【問 10】参照）と電子取引データを保存するための要件（【問 18】参照）が異なりますので

ご注意ください。

スキャナ保存制度においては、真実性を確保するための要件の一つとして、訂正削除の履歴が残る（又は訂正削除ができない）システムでスキャナデータを保存することが必要です。他方、電子取引データ保存制度においては、訂正削除の履歴が残る（又は、訂正削除ができない）システムを利用するという方法がありますが、この方法による場合、電子取引データを保存するだけでなく授受も行う必要があります。

現在使用している文書管理システムでは電子取引データを授受することができない場合には、他の方法（タイムスタンプの付与又は訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、備付け、運用する）で真実性を確保するための要件を満たす必要があります。

★ 問38 当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ（取引情報に関する文字の羅列）をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。

【回答】

保存されるデータがXML形式等の取引情報に関する文字の羅列であっても、請求書等のフォーマットや日付・金額等の項目ごとに並べた一覧表形式で表示する等により視覚的に確認・出力されるものについては、電子帳簿保存法の要件を満たすものとなります。

【解説】

規則第4条第1項では、法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））に規定する保存義務者は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を規則第2条第2項第2号の要件に従って保存しなければならないこととされています。

これは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することが必要ですが、電子取引の取引情報に係る電磁的記録をXML形式（文字の羅列）で保存していたとしても、自社固有のフォーマットに変換するなどして、明瞭な状態で確認でき、速やかに出力することが可能な状態であればこれらの要件を満たすものと考えられます。

問39 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

【回答】

規則第4条第1項第3号に規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしたシステムとは、例えば、

- ① 電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除について、物理的にできない仕様とされているシステム
 - ② 電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正・削除前の電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除の内容について、記録・保存を行うとともに、事後に検索・閲覧・出力ができるシステム
- 等が該当するものと考えます。

【解説】

規則第4条第1項第3号に規定する電子計算機処理システムについて、具体的には、例えば、他者であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて取引情報をやりとり・保存し、利用者側では訂正削除できない、又は訂正削除の履歴（バージョン管理）が全て残るクラウドシステムであれば、通常、当該電子計算機処理システムの要件を満たしているものと考えられます。



問40 EDI取引を行った場合について、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか。それとも、EDI取引項目を他の保存システムに転送し、エクセル形式やPDFデータ等により保存することも可能でしょうか。

【回答】

EDI取引で授受した電子取引の取引情報として保存すべきデータは、EDI取引で実際に授受したデータそのものに限定されておらず、当該EDI取引で授受したデータについて、その取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集されたデータにより保存することも可能です。

【解説】

電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないことが規定されていますが、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。

例えば、EDI取引においてデータをXML形式でやり取りしている場合であって、当該XML形式のデータを一覧表としてエクセル形式に変換して保存するときは、その過程において取引内容が変更されていない限りは、合理的な方法により編集したものと考えられるため、当該エクセル形式のデータによる保存も認められます（取扱通達7-1参照）。

なお、授受したデータを手動により転記して別形式のデータを作成する場合は、取引内容の変更可能性があることから、当該別形式のデータは合理的に編集したものに当たらないものと考えられます。



問41 EDI取引において、相手方から受け取ったデータに記載されている又は含まれている各種コードについて、あらかじめ定めている変換テーブルを使用することによって、その内容を変更することなく自社のコードに変換して保存することは認められるでしょうか。

例えば、EDI取引において、「税込」という情報を、相手方ではコード「1」としたデータで送付してきたものを、自社においてはコード「2」と変換した上で取り込んで保存することは認められますか。

【回答】

内容を一切変更することなくコードの表記のみを変更することは、合理的な編集に該当するため認められます。ただし、変換テーブルを使用し、コード変換が自動的に行われること（手動は不可）と、当該変換テーブルを併せて保存をしておくことが必要です。

【解説】

電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないと規定されているところ、この取引情報とは、「取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。」と定義されていることから明らかなように、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。

通常、EDI取引によりコードを変換しようとする場合は、事前に変換プロトコルの取り決めを行うことが一般的であると考えられます。その場合において、コードを用いて表している数字等自体に意味があるものではないことから、変換プロトコルに沿ってコードを変更したデータであっても、授受したデータの内容を正確に表示できるものであれば、合理的な編集の範囲内であると考えられます。

ただし、目視による手入力等が介在すると意図せず内容が変更されてしまうおそれがあることから、これは認められず、また、相手から受領したデータに係るコードについて確認できる必要があることから、変換プロトコルについても併せて保存しておく必要があります。

なお、相手方から受領したデータを要件に従ってそのまま保存しておき、自社の管理の便宜により当該データを複製した上で加工して使用する方法でも問題ありません。

また、どちらの保存方法においても、税務調査の際には取引情報のコードが意味する内容を明確に説明できるようにしてください。

問42 エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存することは、認められますか。

【回答】

取引内容が変更されるおそれがなく合理的な方法により編集して保存されているものとして認められると考えられます。

【解説】

電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないことが規定されていますが、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。

エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータのパスワードを解除してから保存することは、その保存過程において取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集したものと考えられることから、問題ありません。

★ 問43 電子メール等で受領した領収書データ等を、訂正・削除の記録が残るシステムで保存している場合には、改ざん防止のための措置を講じていることとなりますか。

【回答】

訂正・削除の記録が残るなどの一定のシステムを使用することによって改ざん防止のための措置を講じていることとするためには、保存だけではなく、データの授受も当該システム内で行う必要がありますので、改ざん防止のための措置を講じていることとはなりません。別途、不当な訂正・削除を防止するための事務処理規程を定めて備付け、定めた規程に沿って運用するなどの方法によって改ざん防止のための措置を講じることが必要です。

なお、改ざん防止の措置は、各税法で定められた保存期間に渡って講じる必要があることにご注意ください。

【解説】

規則第4条第1項第3号に規定する電子計算機処理システムとは、電磁的記録の記録事項に係る訂正若しくは削除を行った場合に、その事実及び内容を確認できる要件又は電磁的記録の記録事項について訂正若しくは削除を行うことができない要件のいずれかを満たすものが該当します。

同号では、上記のいずれかの要件を満たしたシステムを使用して「取引情報の授受及び電磁的記録の保存を行うこと」と規定していることから、電磁的記録の保存のみを当該システムで行っている場合は該当しません。

電磁的記録の授受を当該システム外で行うことがある場合には、別途、不当な訂正・削除を防止するための事務処理規程を定めて備付け、定めた規程に沿って運用するなどの方法によって改ざん防止のための措置を講じることが必要です。

問44 サイトからダウンロードできる領収書等データは、ダウンロードした時に授受があったとされるのでしょうか。また、ダウンロードしなければ、その電子データの保存義務は生じないのでしょうか。

【回答】

インターネット上でその領収書等データを確認できることとなった時点が取引情報の授受があったタイミングだと考えられます。領収書等データが提供されている以上、ダウンロードしなければ保存義務が生じないというものではありません。

もっとも、例えば、ETCの利用証明書については、納税者が必要に応じて自ら必要な範囲を指定してウェブ上で発行してもらうものであり、必ずしも利用証明書の全てを納税者が受領するものではなく、所得税法及び法人税法上、納税者が受領していない利用証明書についてまで、保存義務の対象となりません（【問46】参照）。

なお、別途同一の記載内容の書面が郵送されてくる場合には、正本（どちらか一方）のみ

の保存で足ります。

【解説】

法令上は、「電子取引を行った場合には当該取引情報に係る電磁的記録を……保存しなければならない」とされています。

領収書等データがインターネット上で確認できる状態となった場合についても、郵送された書面が自身の郵便受けに投函された状態と同視できることから、その時点で電子取引が行われており、そのタイミングで保存すべきと考えられます。ただし、インターネット上で確認できる状態となったことがメール等で通知されない場合には、適宜のタイミングで保存を行うこととして差し支えありません。また、例えば、E T Cの利用証明書については、納税者が必要に応じて自ら必要な範囲を指定してウェブ上で発行してもらうものであり、必ずしも利用証明書の全てを納税者が受領するものではなく、所得税法及び法人税法上、納税者が受領していない利用証明書についてまで、保存義務の対象となりません（【問 46】参照）。

その領収書等データについては、その取引の日が属する年分の保存データであることから、適宜のタイミングでまとめてダウンロードを行う場合であっても、当該年分中にダウンロードを行い、要件に従って保存を行う必要があることに注意してください。もっとも、一定のE Cサイト上でその領収書等データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等データをダウンロードして保存していなくても差し支えありません（一定のE Cサイトについては【問 45】参照）。

★ 問 45 E Cサイトで物品を購入したとき、E Cサイト上の購入者の購入情報を管理するページ内において、領収書等データをダウンロードすることができる場合に、領収書等データを必ずダウンロードして保存する必要がありますか。

【回答】

当該E Cサイト上でその領収書等データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等データをダウンロードして保存していなくても差し支えありません。

【解説】

インターネット上でその領収書等データを確認できることとなった時点が取引情報の授受があったタイミングと考えられます（【問 44】参照）。

このため、E Cサイト提供事業者が提供するE Cサイトを利用し物品を購入した場合に、当該E Cサイト上で領収書等データの取引情報を確認することができるようになった時点で取引情報の受領があったものとして、電子取引に係る保存義務者（物品の購入者）は、その領収書等データを保存する必要がありますが、当該E Cサイト上でその領収書等データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等データをダウンロードして保存していなくても差し支えありません。

この取扱いは、E Cサイト提供事業者が、電子取引に係る保存義務者（物品の購入者）において満たすべき真実性の確保及び検索機能の確保の要件を満たしている場合に受けることができますので、ご注意ください（真実性の確保及び検索機能の確保の要件については、【問 18】参照）。

他方で、例えば、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録の提示等の求めに応じることができるようにしている場合には、判定期間に係る基準期間（通常は2年前です。）の売上高が5,000万円以下の事業者又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしている事業者については、全ての検索機能の確保の要件が不要とされることから、E Cサイト上の購入者の購入情報を管理するページ内において、検索機能の確保がなされている必要はありません（【問 48】参照）。

領収書等データに限らず、電子取引のデータ保存制度によって保存する電子データは、各税法に定められた保存期間中、保存時に満たすべき要件に沿って適切に保存する必要がある、上記方法で保存している領収書等データは各税法に定められた保存期間が満了するまでE Cサイト上でその領収書等データの確認が随時可能な状態である必要があります。各税法に定められた保存期間が満了する前にE Cサイト上でその領収書等データの確認ができなくなる

場合は、その確認ができなくなる前にその領収書等データをダウンロードして保存する必要があることにご注意ください。

★ 問 46 高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、消費税法上、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書と利用した高速道路会社などの任意の一取引に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えない取扱いとなっていますが、電子帳簿保存法上はどのような取扱いとなりますか。

【回答】

帳簿書類の保存義務の前提として、申告納税制度の下で適正な申告を実現するためには納税者による日々の取引に関する記録の保存が重要であり、取引に関して受領した領収書等の書類は、所得税法及び法人税法上、保存する義務があります。

もっとも、ETCの利用証明書については、納税者が必要に応じて自ら必要な範囲を指定してウェブ上で発行してもらうものであり、必ずしも利用証明書の全てを納税者が受領しているものではありません。

このため、所得税法及び法人税法上、このように、納税者が受領していない利用証明書についてまで、あえて発行を受け、ダウンロードして保存する必要はありません。

ただし、消費税法における仕入税額控除を適用するために、任意の一取引に係る利用証明書の発行を受けた（ダウンロードした）場合には、その利用証明書自体は取引に関して受領した書類に該当する（消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A参照）ことから、これを電子帳簿保存法の要件を満たして保存する必要があることにご注意ください。

問 47 自社が発行した請求書データの保存について、当該データに記載されている内容が事後的にわかるものであれば、データベースにおける保存でもよいでしょうか。

【回答】

発行した請求書データの内容について変更されるおそれがなく、合理的な方法により編集された状態で保存されたものであると認められるデータベースであれば問題ありません。

【解説】

電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないと規定されているところ、この取引情報とは、「取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。」と定義されていることから明らかなように、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。

したがって、発行する請求書等データに記載の内容が、送信データの元となる請求者等情報データベースから自動的に出力されるなど、記載した取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）の全てが、変更されるおそれがなく合理的な方法により編集された状態で、要件に従って保存されたものであると認められる場合は、当該データベースにおける保存も認められます。

なお、税務調査の際には、実際に先方へ提供したフォーマットに出力して確認をさせていただくこともありますのでご協力ください。

【検索機能】

問48 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点はありますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、以下の要件を満たす検索機能を確保する必要があります。

- (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができること。
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

【解説】

検索機能については、規則第2条第6項第5号で定められており、例えば、取引年月日、取引先名称及び取引金額により、二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。

また、日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができることとされています。取引情報の保存については、サーバ等（運用委託しているものを含みます。）に保存する場合や、クラウドサービス等を利用する場合が考えられますが、その保存方法にかかわらず、保存義務者はこれらの条件を満たして検索をすることができる必要があります。

なお、当該電磁的記録について、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、(2) 及び (3) の要件は不要となります（また、この場合において、判定期間に係る基準期間における売上高が 5,000 万円以下の事業者又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしている事業者については全ての検索機能の確保の要件が不要となります（【問 51、問 52】参照）。）。

（注） 令和 5 年度の税制改正前（令和 5 年 12 月 31 日までに行う電子取引の取引情報）については、判定期間に係る基準期間の売上高が 1,000 万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に限り、検索機能の確保の要件が不要となります。

問49 規則第2条第6項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

【回答】

「A又はB」の組合せは必要ありません。また、段階的な検索ができるものも要件を満たすこととなります。

【解説】

検索機能については、規則第2条第6項第5号で、検索の条件として設定した記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）により、二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。この場合の二の記録項目の組合せとしては、「AかつB」と「A又はB」とが考えられますが、このうち、「A又はB」の組合せについては、それぞれの記録項目により二度検索するのと実質的に変わらない（当該組合せを求める意味がない）ことから、これを求めないこととしています。

また、「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、必ずしも「AかつB」という組合せで検索できることのみをいうのではなく、一の記録項目（例えば「A」）により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録

項目(例えば「B」)により再度検索をする方式も結果は同じであることから要件を満たすこととなります。

なお、当該電磁的記録について、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、この項目を組み合わせ条件を設定できる機能(及び範囲を指定して条件を設定できる機能)は不要となります(また、この場合において、判定期間に係る基準期間における売上高が5,000万円以下の事業者又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしている事業者については全ての検索機能の確保の要件が不要となります(【問51、問52】参照)。

(注) 令和5年度の税制改正前(令和5年12月31日までにを行う電子取引の取引情報)については、判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に限り、検索機能の確保の要件が不要となります。

★ 問50 当社には電子取引の取引データを保存するシステムがありませんが、電子取引の取引データを保存する際の検索機能の確保の要件について、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引の取引データ)を保存するシステムがない場合に検索機能の確保の要件を満たす方法としては、例えば、エクセル等の表計算ソフトにより、取引データに係る取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力して一覧表を作成することにより、当該エクセル等の機能により、入力された項目間で範囲指定、二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件設定をすることが可能な状態であれば、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。

その他、当該保存すべき取引データについて、税務職員のダウンロードの求めに応じることができるようにしておき、当該取引データのファイル名を「取引年月日その他の日付」、「取引金額」、「取引先」を含み、統一した順序で入力しておくことで、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索の条件として設定することができるため、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。

また、ファイル名の入力により検索要件を満たそうとする場合については、「取引先」ごとにフォルダを区分して保存しており、その区分したフォルダに保存している取引データのファイル名を「取引年月日その他の日付」及び「取引金額」を入力して管理しておくことで、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができる場合は、検索機能の要件を満たすこととなります。

(一覧表の作成により検索機能を満たそうとする例)
ファイル名には①、②、・・・と通し番号を入力する。
エクセル等により以下の表を作成する。

問51 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する際の要件のうち、検索機能の確保の要件が不要とされる場合の「判定期間に係る基準期間の売上高が5,000万円以下の場合」とは、どのように判断すればよいのでしょうか。

【回答】

個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間の売上高が、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度の売上高が、5,000万円を超えるかどうかで判断します。

なお、売上高が5,000万円を超えるかどうかの判断基準については、消費税法第37条（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の課税期間に係る基準期間における課税売上高の判断基準の例によりますが、例えば、判定期間に係る基準期間がない新規開業者、新設法人の初年（度）、翌年（度）の課税期間などについては、検索機能の確保の要件が不要となります。

なお、規則第4条第1項は「売上高」と規定していることから営業外収入や雑収入を含んでおらず、結果として、消費税法上の「課税売上高」とはその内容を異にしていますので、ご注意ください。

【解説】

基準期間の売上高が5,000万円以下の場合に検索要件の確保が不要とされるこの措置は、消費税法第37条（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の内容を勘案して定められたものであることから、売上高が5,000万円を超えるかどうかを判定する基準期間については、消費税法の場合と同様の方法で判断することとなります。したがって、基準期間が1年でない法人については、基準期間の売上高を基準期間に含まれる事業年度の月数で除し、これに12を乗じて算出した金額を用いて5,000万円を超えるかどうかで判断します。

そして、基準期間における売上高が5,000万円を超えるかどうかの判断基準については、上記のとおり消費税法第37条の課税期間に係る基準期間における課税売上高の判断基準の例によりますが、基準期間における売上高については、消費税及び地方消費税の額を除いた税抜金額で判断します。なお、基準期間における売上高は、消費税法上の基準期間における課税売上高と異なり、同法における非課税売上額が含まれますので、消費税の免税事業者や簡易課税制度を適用している者であっても、非課税売上額を含めると5,000万円を超える場合は、規則第4条第1項柱書における「判定期間に係る基準期間の売上高が5,000万円以下の場合」には該当しませんのでご注意ください。

また、規則第4条第1項は「売上高」と規定していることから、具体的には次の収入をいいます。

- ① 個人事業者 「商品製品等の売上高、役務提供に係る売上高、農産物の売上高（年末において有する農産物の収穫した時の価額を含みます。）、賃貸料又は山林の伐採又は譲渡による売上高」をいい、家事消費高及びその他の収入は含まれませんので、例えば、一時的に保有する資産の売却額は含まれません。
- ② 法人 「一般的に売上高、売上収入、営業収入等として計上される営業活動から生ずる収益」をいい、いわゆる営業外収益や特別利益は含まれませんので、例えば、一時的に保有する資産の売却額は含まれません。

なお、回答で例示しているとおり、基準期間がない新規事業者・新設法人の初年（度）及び翌年（度）については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するに当たって検索機能の確保が不要となるほか、組織変更等の場合の判定期間の取扱いについては、消費税法の場合と同様の方法で判断することとなります。

問52 検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合」について、具体的にはどのように書面を整理しておけば要件を満たすこととなりますか。

【回答】

以下(1)～(3)までのいずれかの方法により整理する必要があります(取扱通達7-3)。日頃から書面に出力して所定の整理をしておき、税務調査の際に遅滞なく提示又は提出(以下「提示等」といいます。)できるようにしてください。

(1) 課税期間ごとに、取引年月日その他の日付の順にまとめた上で、取引先ごとに整理する方法

(2) 課税期間ごとに、取引先ごとにまとめた上で、取引年月日その他の日付の順に整理する方法

(3) 書類の種類ごとに、(1)又は(2)と同様の方法により整理する方法

なお、その授受したデータの様態に応じて、検索機能を確保した電子データ保存と、出力した書面により管理している電子データ保存とが混在しても、税務調査等の際に提示等を求められたものを遅滞なく提示等できる限りにおいては差し支えありません。

【解説】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録及びその電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示等ができるようにしている場合には、検索機能の確保の要件が不要となる。その出力書面の整理方法については、取扱通達7-3に示す方法により、その出力書面が課税期間ごとに日付および取引先について規則性を持って整理されている必要があります。

また、電磁的記録を書面に出力する時期については特段の定めはありませんが、それを整理するためには一定の作業を要すると思われます。遅滞なく提示等ができるように書面出力して整理しておくといった準備を事前にしていなかった場合には、検索機能の確保の要件が不要となるための条件を満たしていないと判断される可能性があることから、日頃から書面出力して整理しておくことが望ましいと考えられます。

★ 問53 自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。その場合、メールの内容をPDF等にエクスポート・変換し、検索機能等を備えた上で保存する方法も認められますか。

【回答】

認められます。

【解説】

当該メールに含まれる取引情報が失われないのであれば、メールの内容をPDF等にエクスポート・変換するなど合理的な方法により編集したもので保存することとしても差し支えありません。

問54 複数の請求書等が含まれているようなPDF形式の電子データは、どのように保存すれば検索要件を満たすこととなりますか。

【回答】

必ずしもこの方法に限られる訳ではありませんが、例えば、受領したPDFファイルを、その取引ごとにデータの同一性を保持したまま記録事項を変更することなく単にデータを分割し、その分割したPDFファイルのファイル名に規則性を持った形で記録項目を入力して一覧性を持って管理し、かつ税務職員のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合等には、検索要件を満たすと考えられます。

なお、電子取引を行った場合には、検索要件のほか、①システム概要書の備付け(自社開発システムの場合)、②見読可能装置の備付け及び③改ざん防止措置(規則第4条第1項各号のいずれかの要件)を満たす必要があります。

【解説】

取扱通達4-9のとおり、「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、検索により探し出された記録事項のみが整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいいます。

したがって、検索した結果として、特定の記録事項を抽出することができるようにする必要があります。その方法として、例えば、受領したPDFファイルを、取引ごとに分割する方法が考えられます。分割に当たっては、その取引ごとにデータの同一性を保持したまま記録事項を変更することなく単にデータを分割することは、取扱通達7-1(4)で示している合理的な方法による編集の範囲内であるため、その分割したPDFファイルのファイル名に規則性を持った形で記録項目を入力して一覧性を持って管理し、かつ税務職員のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合等には、検索要件を満たすと考えられます。

回答でも示しているとおり、必ずしもこの方法に限られる訳ではなく、上記のとおり取扱通達4-9で示している内容を満たすことができれば、検索機能を備えていることとなります。

問55 1ヶ月分の取引がまとめて記録された納品書データを授受した場合、検索要件の記録項目については、記録されている個々の取引ごとの取引年月日その他の日付及び取引金額を設定する必要がありますか。

【回答】

検索要件の記録項目としては、個々の取引ごとの取引年月日及び取引金額として記録されているものをそれぞれ用いる方法のほか、その電子取引データを授受した時点でその発行又は受領の年月日として記録されている年月日及びその電子取引データに記録された取引金額の合計額を用いる方法としても、その取扱いが各課税期間において自社で一貫した規則性を持っていけば差し支えありません。

【解説】

検索機能における記録項目である「取引年月日その他の日付」とは、国税関係書類に記録すべき日付をいい、基本的にはその電子取引データの授受の基となる取引が行われた年月日を指しますが、一つの電子取引データに複数の取引がまとめて記録されているような場合、それは内訳として記録されているものなのか、それともあくまで個々の独立した取引であるが便宜的に一つの電子取引データに記録されているものなのかについては、必ずしも判然としないことがあることから、その電子取引データを授受した時点でその発行又は受領の年月日として記録されている日付をもって、検索機能における記録項目である「取引年月日その他の日付」として用いても、その取扱いが各課税期間において自社で一貫した規則性を持っている限り差し支えありません（取扱通達4-30参照）。

この場合における取引金額での検索については、「取引年月日その他の日付」が個々の取引年月日によって検索できるようにしているのであれば「取引金額」についても個々の取引金額で検索できるようにする必要があり、「取引年月日その他の日付」がその電子取引データの発行又は受領の年月日によって検索できるようにしているのであれば「取引金額」についてもその電子取引データに記録された取引金額の合計額で検索できるようにしておく必要があります。

問56 1回の見積りに関して、異なる取引条件等に応じた複数の見積金額が記録された見積書データを授受した場合、検索機能における記録項目である「取引金額」についてはどのように設定すればいいですか。

【回答】

一つの取引に関して、異なる取引条件等に応じた複数の見積金額が記録された見積書データを授受した場合、検索機能における記録項目である「取引金額」については、課税期間において自社で一貫して規則性を持っている限り、見積書データに記録されている見積金額のうちいずれの見積金額を用いても差し支えありません。

【解説】

取引条件等を変えることで見積金額が変わる場合、取引条件等に応じた複数の金額を示した見積書が提示される場合があります。こうした場合の対応としては、最もシンプルな取引条件での見積金額で検索できるようにしておく方法、実際に発注することとなった見積金額で検索できるようにしておく方法、最も高額又は低額の見積金額で検索できるようにしておく方法等が考えられますが、自社内で統一したルールを定めてそれに即して検索機能を設定いただくとともに、そのルールを税務調査の際に説明できるようにしていれば、見積書データに記録されている見積金額のうちいずれの見積金額を用いても差し支えありません。

ただし、検索については一課税期間を通じて行えることが基本的には必要ですが、課税期間の途中でルールを変更してしまうと適切に検索が行えなくなるおそれがあるため、課税期間中はルールを変更しないようにしてください。

★ 問57 検索要件の記録項目である「取引金額」については、税抜・税込どちらとすべきでしょうか。

【回答】

帳簿の処理方法（税抜経理/税込経理）に合わせるべきと考えられますが、授受した電子取引データに記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。

【解説】

検索機能の確保の要件は、税務調査の際に必要なデータを確認することを可能とし、調査の効率性の確保に資するために設けられているものです。また、税務調査では帳簿の確認を基本とし、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていくことが想定されることから、基本的には帳簿と同じ金額で検索できるようにしておくべきと考えられます。

ただし、税抜・税込を統一せずに、授受した電子取引データに記載されている金額を記録項目としていても問題はありません。

★ 問58 単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等に係るデータについては、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。

【回答】

記載すべき金額がない電子取引データについては、「取引金額」を空欄又は0円と設定することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも、取引金額が空欄であることを対象として検索できるようにしておく必要があります。



問59 「ダウンロードの求め（電磁的記録の提示・提出の要求）」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出する際のデータの形式や並び順については決まりがあるのでしょうか。また、記憶媒体自体についても提示・提出する必要はあるのでしょうか。

【回答】

税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提出されるのであれば、電磁的記録の形式や並び順は問いませんが、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要があります。

また、「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合については、当該電磁的記録を保存した記憶媒体の提示・提出に応じることができるようにしておくことまでは含まれていませんが、その記憶媒体についても、質問検査権に基づく確認の対象となる場合があります。

【解説】

データのダウンロードを求める際には、通常出力が可能な範囲で税務職員が出力形式を指定することもあります。出力可能な形式でダウンロードを求めたにもかかわらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合には、そのダウンロードの求めに応じることができるようにしていたことにはなりません（取扱通達4-14参照）。保存時に満たすべき要件を充足するためには、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がありますが、その内容について並び順等に関する統一的な決まりがある訳ではありません。

なお、「ダウンロードの求め」は、記憶媒体自体の提示・提出までを求めるものではありませんが、税務調査の際には、税務職員が質問検査権に基づいて記憶媒体の確認を行う場合があります。

【タイムスタンプ】

問60 総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。

【回答】

電子データがある時点に存在していたこと及び当該電子データがその時点から改ざんされていないことを証明する情報がタイムスタンプであり、確実かつ安定的なタイムスタンプの利用を一層拡大し、情報の信頼性を確保しつつ、海外とのデータ流通を容易にする観点から、時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務）について、総務大臣による認定制度が設けられています。

使用するタイムスタンプは、規則第2条第6項第2号ロに規定する以下の要件を満たすものに限ります。

- ① 当該電子データが変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。
- ② 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

《総務省の認定ロゴマーク》



(注) 令和4年度税制改正において、令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録に付す、その国税関係書類に係るスキヤナ保存要件及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件におけるタイムスタンプについては、総務大臣が認定する時刻認証業務に係るものとされました。もっとも、同日から令和5年7月29日までの間に保存が行われた国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件については、総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプに加え、従前どおり一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとすることを可能とする経過措置が講じられ、一般財団法人日本データ通信協会の認定を受けたタイムスタンプ事業者には、「タイムビジネス信頼・安心認定証」が交付されるとともに、以下に示す「タイムビジネス信頼・安心認定マーク」が使用できることとなっていました。

なお、一般財団法人日本データ通信協会による「タイムビジネス信頼・安心認定制度」は令和6年3月に廃止されました。

《タイムビジネス信頼・安心認定マーク》



問61 「速やかに」 タイムスタンプを付与することとしている場合で、やむを得ない事由によりおおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与できない場合は要件違反となるのでしょうか。

【回答】

おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与できない特別な事由がある場合に、そのおおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与することができない事由が解消した後直ちに付与したときには、速やかにタイムスタンプを付与したものととして取り扱われます。

【解説】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について、データ改ざんの可能性を低くする観点からは、電子取引により取引情報を授受した後直ちに行うことが望まれますが、休日等をまたいで処理する場合があることも勘案し、7営業日を基本とすることが合理的と考えられます。

さらに、業種業態によっては必ずしも7営業日以内にタイムスタンプを付与することができない場合（例えば、毎日事務所へ出勤しない勤務形態の社員がタイムスタンプの処理を行う場合等）も考えられ、それらを一律に排除することは経済実態上合理的ではないことから、おおむね7営業日以内に付与すれば速やかにタイムスタンプを付与しているものとして取り扱うこととされています。

また、おおむね7営業日でタイムスタンプを付与できないような特別な事由が存在する場合には、その事由が解消した後直ちに付与することによって、規則第4条第1項第2号に規定する「速やかに」タイムスタンプを付すことの目的は達せられると考えられます。

なお、規則第4条第3項の規定により、災害その他やむを得ない事情が生じ、当該要件を満たせなかったことを証明した場合には、保存時に満たすべき要件を満たしていなくても電磁的記録の保存を行うことができることとされています。

おって、機器のメンテナンスを怠ったことにより、スキャナ機器の故障が生じた場合など明らかに保存義務者の責めに帰すべき事由が存在するときには、これらの取扱いはないこととなります。

問62 「業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行う」とは何日以内にタイムスタンプを付与すればよいのでしょうか。

【回答】

最長では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を授受してから2か月とおおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与すればよいこととなります。

【解説】

「その業務の処理に係る通常の間」とは、スキャナ保存における考え方と同様であり、それぞれの企業において採用している業務処理サイクルの間をいい、また、おおむね7営業日以内に付与している場合には「速やかに」行っているものと取り扱う（取扱通達4-17）ことから、仮に2週間を業務処理サイクルとしている企業であれば2週間とおおむね7営業日以内、20日を業務処理サイクルとしている企業であれば20日とおおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与すればよいこととなります。

なお、最長2か月の業務処理サイクルであれば「その業務の処理に係る通常の間」として取り扱う（取扱通達4-18）ことから、規則第4条第1項第2号に規定する「その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと」については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を授受してから最長2か月とおおむね7営業日以内にタイムスタンプを付与すればよいこととなります。

また、この場合、最長2か月とは暦の上での2か月をいうことから、例えば4月21日に受領した取引データの場合、業務処理サイクルの最長2か月は6月20日であり、そのおおむね7営業日後までにタイムスタンプを付与すればよいこととなります。

問63 ワードやエクセル形式の電子取引データをPDFデータに添付し、タイムスタンプを付与する方法でも真実性の確保の要件を満たすことはできますか。

【回答】

ワードやエクセルデータに直接タイムスタンプを付与する方法やPDFデータに変換した後タイムスタンプを付与する方法のほか、PDFデータを台紙として、ワードやエクセル形式の電子取引データを添付し、このPDFデータにタイムスタンプを付与する方法等によって真実性の確保の要件を満たすこともできます。

【解説】

電子取引データ保存における改ざん防止措置として、規則第4条1項に定められており、電子取引データを授受した後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付することが求められていますが、必ずしも相手方とやり取りする対象データ（ワードやエクセルデータ等）そのものに、タイムスタンプを付与しなければならないとは解されません。

例えば、取引の相手方からエクセルやワードなどのPDF以外のファイル形式で受領した場合やパスワードが付与されたPDFファイルで受領した場合、その他何らかの理由で対象データそのものにタイムスタンプを付することができない場合もあります。

このような場合、PDFデータを台紙として、該当の電子取引データを添付し、このPDFデータに対しタイムスタンプを付与する方法があります。このような方法は、編集過程で取引内容が変更されない限りにおいては、合理的な方法により編集をしたものと解され、真実性の確保の要件を満たす方法として認められるものです（【問40】参考）。

ただし、検索機能の確保の要件を満たす必要がある場合には、電子取引データごとに検索ができるよう保存しなければなりません。まずはPDF台紙を探す必要がありますので、取引先ごとにPDF台紙を分けて作成するなどPDF台紙自体を検索できるようにしておくことが望ましいです。

Ⅲ 重加算税の加重措置の除外措置

【基本的事項】

★ 問64 電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときには重加算税が加重されることですが、具体的にはどのような場合に加重の対象となるのでしょうか。

【回答】

「隠蔽し、又は仮装された事実が、電磁的記録に記録されている」場合に加重措置の対象になります。具体的には、電子データを削除、改ざんするなどして、売上除外や経費の水増しが行われた場合のほか、保存された電子データの内容が取引実態を表していないような場合（架空取引等）も「隠蔽し、又は仮装された事実が、電磁的記録に記録されている」こととなりますので、重加算税の加重対象となります。

【解説】

重加算税の加重措置の対象範囲については、取扱通達 8-22 を確認してください。

また、重加算税の加重措置から除かれる電子データについては、取扱通達 8-24 及び問 65 を確認してください。

なお、電子帳簿保存法における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者は所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税の保存義務者に限られますが、消費税法令において保存することとされている電子データに関連して改ざん等の不正が把握された場合にも、法第 8 条第 5 項（電磁的記録の記録事項に関連した仮装・隠蔽の場合の重加算税の加重措置）と同様に、重加算税が 10%加重される（消費税法 59 の 2）など、消費税法令において電磁的記録に関する取扱いを個別に規定しているものもあります。

★ 問65 重加算税の加重措置の対象から除外されるのはどのような場合でしょうか。

【回答】

電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税に10%の加重措置が適用されますが、電子取引データについては、「国税庁長官が定める基準に適合するシステム」（【問 76、問77、問78】参照）を利用した上で、規則第 5 条第 5 項各号の要件を満たして送受信及び保存されている場合は、重加算税の加重措置の適用対象から除外されます。

なお、この場合も、電子取引データの保存要件であるディスプレイやプリンタ等の備付け及び検索要件を満たして保存する必要があります。

また、その電子取引データについて、重加算税の加重措置の適用対象から除外するためには、あらかじめ届出が必要です。

【解説】

電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性にも鑑みて、こうした複製・改ざん行為を未然に防止する観点から、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

もっとも、事業者の方が日頃行う事務処理について、①請求や決済のやり取りが電子で行われ、②当該データが変更等されず保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録され、④そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業が介さないため、事業者の事務負担の軽減や正確性の向上が期待されます（取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス））。

令和 7 年度の税制改正では、このうちの①～③に対応するものとして、請求書等の電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が電子帳簿保存法に新設され、一定の要件を満たして送受信及び保存を行う場合の電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の加重措置の適用対象から除かれることになりました（法第 8 条第 5 項〔令和 9 年 1 月 1 日以後に施行されるものです。〕）。

問66 法第8条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]に規定する「その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録」のデータ形式として、PDF形式も認められますか。

【回答】

PDF形式のデータといっても様々な形式がありますが、テキスト埋込形式や画像形式のPDFは、規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第2号の要件を満たして保存を行うことができないため、法第8条第5項に規定する「その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録」にはなり得ないと考えられます。一方、データ添付形式のPDFの場合は規則第5条第5項第2号の要件を満たして保存を行うことも可能です。

【解説】

法第8条第5項に規定する「その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録」とは、合理的な方法による編集（取引情報の内容を編集することを除く。）の範囲内の編集によって、規則第5条第5項各号の要件を満たして保存を行うことができる特定電磁的記録のことをいう（通達8-25）とされています。

PDF形式といっても、その形式は様々であり、①データ添付形式のPDF、②テキスト埋込形式のPDF、③画像形式のPDFといったように区分できます。

②テキスト埋込形式のPDFや③画像形式のPDFの形式においては、規則第5条第5項第2号の要件を満たすためには、PDFからOCR等で読取り、データを抽出する必要がありますが、この方法では、いずれの形式で抽出したデータについてもそれらの抽出されたデータが取引内容を反映しているか確認・補正を行うことが前提となっています。このようなデータ抽出による方法は、取引内容の変更可能性があることから、合理的な方法による編集（取引情報の内容を編集することを除く。）の範囲内の編集とはいえませんので、規則第5条第5項第2号の要件を満たして保存を行うことになりません。

一方、①データ添付形式のPDFの場合、添付されたXML等データからそのまま帳簿に記録することになるため、合理的な方法による編集（取引情報の内容を編集することを除く。）の範囲内の編集といえ、規則第5条第5項第2号の要件を満たして保存を行っていることになります。

問67 使用している会計ソフトでは、金融機関やECサイト等のマイページに保存されているデータを、API連携機能やファイル連携機能、スクレイピング機能、RPA等により取得しています。このような方法は、規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第1号で規定する「特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引データの授受すること」に該当しますか。

【回答】

会計ソフトの中には、API連携（保存義務者が保有するシステムからインターネット等を経由して、簡単なリクエストを送信し、指定した電子取引データの記録事項を取得するデータ授受の方式）やファイル連携（システム間でのデータの送受信をファイルを経由して行う方式）、スクレイピング（Web上で公開されているデータについて、プログラムを用いて情報を取得するデータ授受の方式）、RPA（人が行う作業をソフトウェアによって自動化する方式）等（以下、API連携等）の方法を用いて、金融機関やECサイト等のマイページに保存されているデータを自動的に取得する製品があります。

マイページにデータが格納された状態は、書面が受領者の郵便受けに投函された状態と同視できるので、格納の時点で取引情報の授受が行われたと考えることが通常です（【問44】参照）。一方、会計ソフトがAPI連携等の機能を用いてマイページに保存されたデータを取得している場合、マイページへの格納から会計ソフトによる取得までの流れを一体のものと捉えることができます。

このようにAPI連携等の機能を用いてマイページからデータを取得する前の段階で既に電子取引データの授受が行われていますが、取引の相手方から受領した電子取引データが、マイページに格納され、それを特定電子計算機処理システムのAPI連携等の機能で取得するその一連の流れを一体のものと捉えることで、金融機関やECサイト等のマイページに保存されている電子取引データをAPI連携等の機能で取得する方法も、規則第5条第5項第1号で規定する「特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引データを授受すること」に該当します。

ただし、例えば、ECサイト等のマイページからAPI連携で取得した電子取引データを、担当者が手動で特定電子計算機処理システムに登録するような場合のように、完全には自動化されておらず、手作業による訂正又は削除が可能となるものも存在しますが、そのような場合については、規則第5条第5項第1号で規定する「特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引データを授受すること」に該当しません。

問68 ECサイトで商品を購入し、そのECサイトから領収書データをダウンロードし保存する場合、委託者（ECサイトに商品を出品した者）から、直接領収書データ（電子取引データ）を取得していませんが、そのような方法でも問題ないでしょうか。

【回答】

委託販売の場合、購入者に対して商品を販売しているのは、委託者であるため、本来、委託者が購入者に対して領収書を交付しなければなりません。

ただし、このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名等を記載した、委託者の領収書を、相手方に交付することも認められます（代理交付）。

したがって、ECサイトで商品を購入し、そのECサイトから領収書データをダウンロードし保存する場合、もしくは当該ECサイトのマイページ等にログインすることで随時ダウンロードが可能な状態となっている場合、ECサイトの運営事業者が委託者（ECサイトに商品を出品した者）名義の領収書を代理交付しているものとして取り扱われますので、ECサイトから商品を購入した事業者は、ECサイトから取得した領収書データ（電子取引データ）を保存しておけば問題ありません。

なお、当該ECサイトのマイページ等からAPI連携やファイル連携、スクレイピング、RPA等の方法で、電子取引データを取得し保存する場合であっても、同様に問題ありません（【問67】参照）。

★ 問69 特定電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が自動連携しているような一体型のシステムである必要はなく、別々の場合であっても、規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]第2号の要件を満たすことは可能であるとのことですが、具体的にはどういった場合に満たすことが可能になるのでしょうか。

【回答】

取扱通達8-27において、例えば、証憑管理ソフトで保存する特定電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る）が、API連携等の方法等によって帳簿作成ソフトに連携され、連携された特定電磁的記録の記録事項を訂正又は削除を行った上で電子帳簿に記録できないこと（又はその事実及び内容を確認できるようにしておくこと）になっていれば、当該要件を満たすことになる」と説明しています。API連携のほか、ファイル転送やDB連携、CSV連携等の方法についても、同様に、特定電磁的記録の記録事項を訂正又は削除を行った上で電子帳簿に記録できないこと（又はその事実及び内容を確認できるようにしておくこと）になっていれば、当該要件を満たすことになります。

一方で、例えば、手作業で、一方のソフトからCSVファイルをエクスポートし、他方のソフトにインポートする等の方法は、その過程で出力されたファイルに対して手作業による訂正又は削除が可能となるため、要件を満たさないこととなります。

問70 規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]2号では、特定電磁的記録を保存するシステム(証憑管理ソフト等)で保存する特定電磁的記録のうち金額に係るものについて、訂正又は削除を行った上で電子帳簿に記録できないこと(又はその事実及び内容を確認できるようにしておくこと)を規定していますが、連携先の電子帳簿等について、満たすべき要件はありますか。

【回答】

連携先の電子帳簿等については、規則第5条第5項第3号で規定されているように、電子帳簿等に連携した電子取引データと連携先の電子帳簿等との間の相互関連性は必要となりますが、訂正削除履歴が残ることや検索に関する要件は求められておらず、電子帳簿等保存をするための最低限の要件であるシステムの説明書やディスプレイ等の備え付けといったことを満たしていれば問題ありません。

ただし、電子取引データ及び電子帳簿の両方を通じて、信頼性を向上させ、経理誤りを是正しやすい環境を整えるといった観点からは、連携先の帳簿については、訂正削除履歴が残るといった要件等を満たす、いわゆる「優良な電子帳簿」が望ましいと考えます。

問71 当社で使用している証憑管理ソフトでは、取引先との間で授受した特定電磁的記録を基にして、当該ソフト内で売掛帳や仕入先元帳を作成することができます。

このような場合、この証憑管理ソフトのみで規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第2号に規定する要件を満たすことはできますか。

【回答】

特定電磁的記録の記録事項が、関連する全ての国税関係帳簿に記録される必要はなく、また、記録される国税関係帳簿の種類に関しても特段の制限はないことから、その記録される国税関係帳簿の範囲については、売掛帳や仕入先元帳といった補助簿であっても問題ありません。

したがって、例えば、証憑管理ソフトにおいて、注文管理や在庫管理、顧客管理など販売に関連する業務を効率化するための機能のみならず、売掛帳や仕入先元帳といった補助簿の作成を行うことができるような場合に、取引先との間で授受した特定電磁的記録の金額の訂正又は削除を行った上で電子帳簿等に記録することができない(又はその事実及び内容を確認できる)ようになっていれば、この証憑管理ソフトのみで、規則第5条第5項第2号に規定する要件を満たすことが可能です。

問72 保存義務者において、規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第4号に規定する「特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと」とありますが、具体的にどのような機能等で当該要件を満たすことができますか。

【回答】

規則第5条第5項第4号で規定する「特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと」の主体は保存義務者ですが、保存義務者がこの要件を満たすためには、特定電子計算機処理システムを提供するベンダーによるサポートは非常に重要なものです。

特定電子計算機処理システムにおいて「特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったこと」が確認できる機能を有しているといったシステムの対応としては、例えば、次のような方法が考えられます。

複数のシステムから様々なデータ形式で受領するものを保存するシステムの場合、①階層やフォルダを分けることで、どのシステムから送受信したものか見分けることができるようにする方法や、②保存するデータ内に、送受信したシステムを示す識別キーを加えることで

見分ける方法が考えられます。また、1つのシステムから1つのデータ形式で受領するものを保存するシステムの場合には、送受信したすべてのデータが対象となるため、データ内に特別な識別キーは不要となり、保存義務者が備え付けているシステム構成図等により確認することができると考えられます。

システムによる対応以外の方法としては、例えば、特定電子計算機処理システムの操作説明書やシステムを提供するベンダーのホームページ等において、「特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行うこと」が可能な取引の種類がわかるように示すことが考えられます。

★ 問73 Peppolインボイスの受領・発行につき、それぞれ異なるシステムを利用しています。重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるためには、受領・発行の両方について1つのシステムで要件を満たさなければならないのでしょうか。

【回答】

重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるためには、特定電子計算機処理システムが満たすべき機能として「特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存」を行うことができることを求めているため、受領・発行の両方で規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]に定める要件を満たして保存する必要があります。

ただし、それらが1つのシステムである必要はなく、Peppolインボイスの受領と発行が別のシステムを使用している場合のように複数のシステムの組み合わせで、受領・発行の両方について規則第5条第5項の定める要件を満たして保存されていれば問題ありません。

★ 問74 特定電子計算機処理システムを使用して、日々やり取りする電子取引データの授受及び保存を行っています。今年はPeppolインボイスの受領・発行を行う機会が無かったのですが、このような場合でも重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることはできるのでしょうか。

【回答】

その課税期間においてPeppolインボイスの送受信がなかった場合であっても、Peppolインボイス以外の電子取引データで、特定電子計算機処理システムを使用し、規則第4条の原則的な電子取引データ保存及び規則第5条第5項各号の要件を満たして保存が行われているものについては、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることができます。

【解説】

重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるためには、特定電子計算機処理システムを使用することとされています。この特定電子計算機処理システムは、その機能要件として、①Peppolインボイス又は②銀行決済データを、規則第5条第5項各号の要件を満たして保存することが求められています。

その上で、①②以外の電子取引データであっても、この特定電子計算機処理システムを使用し、規則第4条の原則的な電子取引データ保存及び規則第5条第5項各号の要件を満たして保存が行われているのであれば、法第8条第5項に規定する「その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録」となり、当該電子取引データは重加算税の加重措置の除外措置の対象となります。

したがって、例えば、相手方がPeppolインボイスの受領に対応していないため発行することができない、相手方からPeppolインボイスの発行がされなかったため受領する機会がなかった等、その課税期間において、Peppolインボイスの送受信が全くなかった場合であっても、Peppolインボイス以外の電子取引データで、原則的な電子取引データ保存及び規則第5条第5項各号の要件を満たして保存されているものについては、重加算税の加重措置の除外措置の対象となります。



問75 課税期間の中途に特定電子計算機処理システムを導入し、導入後は、電子取引データを規則第5条第5項各号の要件を満たして保存等を行っている場合、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることはできるのでしょうか。

【回答】

課税期間の中途であっても、特定電子計算機処理システムを導入し、導入後に行う電子取引に係る電子取引データについて、規則第4条の原則的な電子取引データ保存要件及び規則第5条第5項各号の要件を満たして保存を行っている場合には、当該電子取引データについては、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることができます。

【解説】

電子取引データ保存に関して、課税期間の当初においては、規則第4条の原則的な電子取引データ保存要件を満たして保存を行っている者が、課税期間の中途において、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるために、特定電子計算機処理システムを導入することも考えられます。

重加算税の加重措置の除外措置の適用にあたっては、取引単位（電子取引データ単位）でその適用を判断することとなるため（取扱通達8-24）、特定電子計算機処理システムを導入した時以降に保存がされる電子取引データについては、規則第4条の原則的な電子取引データ保存要件及び規則第5条第5項各号の要件を満たして保存が行われていれば、重加算税の加重措置の除外措置の対象となります。

【令和7年国税庁告示第2号に関する事項】



問76 規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第1号に規定する国税庁長官が定める基準に適合する電子計算機処理システムを定める告示(令和7年国税庁告示第2号)が制定されましたが、これはどのような内容の告示でしょうか。

【回答】

「国税庁長官が定める基準に適合するシステム」を利用した上で、規則第5条第5項各号の要件を満たして送受信・保存を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、法第8条第5項の重加算税の10%加重措置の適用対象から除外されます。このシステムにおいて最低限満たすべき基準として、

- ① 「Peppol BIS Standard Invoice JP PINT」又は「JP BIS Self-Billing Invoice」の仕様に従って送受信されたデジタルインボイスの電子取引データ
- ② 預金者等の委託を受け金融機関等が行う為替取引(いわゆる銀行決済)の電子取引データ

のいずれかの電子取引データにつき、原則的な電子取引データ保存及び規則第5条第5項各号の要件を満たして保存できることを国税庁長官が定める基準として告示しています。

問77 規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第1号に規定する国税庁長官が定める基準に適合する電子計算機処理システムを定める告示(令和7年国税庁告示第2号)の第1号で規定する「仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引に係る電磁的記録」とは、具体的にどのようなものになりますか。

【回答】

規則第5条第5項第1号に規定する国税庁長官が定める基準に適合する電子計算機処理システムを定める告示(令和7年国税庁告示第2号)の第1号で規定する「仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引に係る電磁的記録」とは、デジタル庁が日本におけるデジタルインボイスの標準仕様(JP PINT)として管理し、ホームページで公表している消費税の適格請求書等保存方式における「適格請求書(消費税法57の4①)」に対応する「Peppol BIS Standard Invoice JP PINT」及び「仕入明細書(消費税法30⑨三)」に対応する「JP BIS Self-Billing Invoice」に従って作成された電子取引に関する電磁的記録であって、Peppolネットワークを通じてやり取りされたXML形式のデータを意味します。

なお、JP PINTに従って作成されたXML形式のデータであっても、例えば、それをメールに添付し提供されたものは該当しません。

問78 規則第5条第5項[令和9年1月1日以後に施行されるものです。(以下同じ。)]第1号に規定する国税庁長官が定める基準を定める告示(令和7年国税庁告示第2号)の第2号に規定する「金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録」とは、どのようなものでしょうか。

【回答】

告示の第2号に規定する「預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う……電磁的記録」とは、①他者である預金者又は貯金者の委託を受けて当該金融機関等が行う決済取引データ(他者口座から自らの口座への入金データ)及び②預金者又は貯金者自らの委託を受けて当該金融機関等が行う決済取引データ(自らの口座から他者口座への出金データ)がいずれも含まれます。

したがって、こういった決済取引データのいずれかで特定電磁的記録に該当するものに係る保存を規則第5条第5項各号の要件を満たして保存を行うことができる機能を有してい

ば、「国税庁長官が定める基準」に適合する電子計算機処理システム（特定電子計算機処理システム）となります。

なお、規則第5条第5項第1号（特定電子計算機処理システムを使用した真実性の確保（改ざん防止の確保））の要件については、特定電子計算機処理システムを使用して「電子取引の取引情報（中略）の授受」、すなわち送信・受領を行うことを求めています。上記①②はいずれも預金者又は貯金者の委託を受けて「当該金融機関等が行う」決済取引データであり、電子計算機処理システムを使用して受領するものであって、電子計算機処理システムを使用して送信することはありません。

そのため、告示の第2号に規定する「金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録」で特定電磁的記録に該当するものに係る保存を規則第5条第5項各号の要件を満たして行うことができる機能を有することにより「国税庁長官が定める基準」に適合する電子計算機処理システムについては、その電子計算機処理システムを使用して上記①又は②の決済取引データの「受領」を行うことができる機能を有することにより、規則第5条第5項第1号の要件を満たすこととなります。

【特例の適用を受ける旨の届出書】

★ 問79 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けようとする場合には、あらかじめ届出書を提出することとなっていますが、具体的にはいつまでの期限を指すのでしょうか。

【回答】

法第8条第5項（(重加算税の加重措置)）[令和9年1月1日以後に施行されるものです。（以下同じ。）]に規定する重加算税の加重措置の除外措置（以下「重加算税の加重措置の除外措置」といいます。）の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、同項の規定の適用を受けない旨等を記載した届出書の提出が必要となります。

【解説】

規則第5条第6項に規定する「あらかじめ」の適用に当たっては、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに提出があれば、あらかじめ提出があったものとして取り扱うこととしているため（取扱通達8-5）、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、法第8条第5項の規定の適用を受けない旨等を記載した届出書の提出が必要となります。

なお、届出書には、規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、Peppolインボイスに対応した特定電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が1つのシステムではなく、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっている場合には、それらを全て記載する必要があります。

同様に、例えば、特定電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載する必要があります。

問80 電子取引データを本店のほか事業所ごとに保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるための届出書を提出することができるのでしょうか。

【回答】

電子取引データを各事業所に保存することとしている場合であっても、法人自体が、法第8条第5項（(重加算税の加重措置)）[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]の規定の適用を受けない旨等を記載した届出書（以下「不適用届出書」といいます。）を、その法人税法上の納税地（本店又は主たる事業所の所在地）の所轄税務署長に対して提出する必要があります。

【解説】

電子取引データについては、電子帳簿保存法上、保存義務者は「電子取引を行った場合には、……当該電子取引の取引情報……に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、……保存しなければならない。」とされており、事業所の所在地に保存することも認められています（規則4①）。

次に、不適用届出書については、①電子帳簿保存法では、その提出主体を保存義務者とし（規則5⑥[令和9年1月1日以後に施行されるものです。以下同じ。]）、また、その保存義務者を「国税に関する法律の規定により……保存をしなければならないこととされている者」と定義している（法24）こと、一方、②法人税法では、法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務者を法人自体としている（法人税法126①及び150の2①）ことから、各事業所の長は保存義務者には該当しません。

また、不適用届出書は、納税地等の所轄税務署長に対して提出する必要があります（規則5⑥）、この場合の「納税地等」については、「保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法第2条第5号に規定する納税者をいう。）である場合には当該国税の納税地をいい……」と定義されています（規則2二）。

したがって、法人税に係る電子取引データを各事業所に保存することとしている場合であっても、それに係る不適届出書は、その法人自体が、その法人の法人税法上の納税地（本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に対して提出する必要があります。

【届出書の効力】

問81 有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社があらかじめ提出した届出書の効力は株式会社に承継されますか。

【回答】

組織変更前の法人の届出書の効力は、組織変更後の法人にそのまま引き継がれます。

【解説】

組織変更とは、会社の組織を変更して他の種類の会社とし、しかも会社の同一性をそのまま保持させることをいいますが、形式上は、組織変更前の会社については解散の登記を、組織変更後の会社は設立の登記を行うこととなります(会社法920)。

しかし、税法上は組織変更をした場合の会社の同一性に着目し、その解散又は設立はなかったものとして取り扱うこととしており、そのため、法人税の事業年度についても、当該法人の事業年度は、その組織変更によっては区分されず継続することとされています(法人税基本通達1-2-2参照)。

問82 個人事業者がいわゆる法人成りした場合、個人事業者が提出した届出書の効力は法人に承継されますか。

【回答】

個人事業者がいわゆる法人成りした場合には、個人がそれまでに提出した届出書の効力は法人に承継されないので、改めて届出書を提出する必要があります。

【解説】

個人事業者がいわゆる法人成りした場合には、法人成りするまでの間の電子取引データと法人設立後に新たに保存することとなる電子取引データは保存の主体が異なる（個人事業主と法人は税務上それぞれ別の主体として取り扱われる）ため、法人の組織変更の場合のように届出書の効力が継続することにはなりません。

したがって、法人成りした場合には、改めて法第8条第5項（(重加算税の加重措置)）[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]の規定の適用を受けない旨等を記載した届出書を提出する必要があります。

【特例の適用に係る変更・取りやめ】

問83 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けることをやめるために取りやめの届出書を提出した場合、その取りやめの届出書を提出した日において保存している電子取引データは、そのまま保存することとしてもよいのでしょうか。

【回答】

法第8条第5項（(重加算税の加重措置)）[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]の規定の適用を受けないことを取りやめる旨等を記載した届出書（以下「取りやめ届出書」といいます。）を提出した場合、その取りやめ届出書を提出した日において保存をしている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルムについては、引き続き第4条第1項の要件を満たして保存しなければなりません。

【解説】

取りやめ届出書の提出があった場合、その提出があった日の属する課税期間以後の課税期間については、当該規定の適用を受ける旨の届出書の効力は失われますが、電子取引データについては、法第7条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))において保存しなけ

ればならないこととされているため、引き続き規則第4条第1項の要件を満たして保存する必要があります。

問84 重加算税の加重措置の規定の適用を受けないことを取りやめる旨等を記載した届出書を提出しましたが、翌年以降本規定の適用を受けたい場合にはどうすればよいのでしょうか。

【回答】

改めて法第8条第5項（（重加算税の加重措置））[令和9年1月1日以後に施行されるものです。（以下同じ。）]の規定の適用を受けない旨等を記載した届出書（以下「特例適用届出書」といいます。）を提出する必要があります。

【解説】

法第8条第5項（（重加算税の加重措置））の規定の適用を受けないことを取りやめる旨等を記載した届出書（以下「特例取りやめ届出書」といいます。）の提出があった場合、その提出があった日の属する課税期間以後の課税期間については、特例適用届出書の効力は失われます。したがって、その特例取りやめ届出書を提出した日の属する課税期間の翌期以降、重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けようとする場合には、当該規定の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、改めて特例適用届出書を提出する必要があります。

問85 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるため、当該規定の要件を満たして電子取引データの保存を行っていますが、特定電子計算機処理システムに変更があった場合には、その程度のいかに問わず、変更の届出書を提出しなければなりませんか。

【回答】

法第8条第5項（（重加算税の加重措置））[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]の規定の適用を受けない旨等を記載した届出書に記載した事項を変更する場合には、変更する旨等を記載した届出書の提出が必要となります（規則5⑧[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]）。

例えば、使用するシステムの全面的な変更のほか、訂正又は削除の履歴の確保や電子取引データと電子帳簿間での相互関連性の確保に係るシステムの大幅な変更（使用していた市販の会計ソフトの変更を含みますが、いわゆる同一ソフトのバージョンアップは含みません。）を行った場合が該当します。

Ⅳ その他

問 86 自社で使用する電子取引用のソフト等について、電子帳簿保存法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。

【回答】

当該ソフトウェアの取扱説明書等で電子帳簿保存法の要件を満たしているか確認してください。また、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」といいます。）において、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス（以下「ソフトウェア等」といいます。）を対象に、電子帳簿保存法における要件適合性の確認（認証）を行っていますので、J I I M Aが確認（認証）したソフトウェア等は電子取引データ保存の機能要件を満たしているといえます。なお、J I I M Aが確認（認証）したソフトウェア等については、パッケージ等にJ I I M A認証の認証ロゴの印字が認められているほか、J I I M Aのホームページ等でも確認することができます。

【解説】

従前は、使用する電子取引用のソフト等が電子帳簿保存法の機能要件に適合しているかについて、商品の表示等のみに頼っている状況でした。こうした状況を踏まえ、保存義務者の予見可能性を向上させる観点から、J I I M Aがソフトウェア等の法的要件認証制度を実施しています。

保存義務者の予見可能性を確保する観点及び適切な電子取引データ保存を推進する観点から、認証を受けたソフトウェア等は、J I I M Aのホームページにも掲載しています。

なお、J I I M Aのホームページに掲載されているJ I I M A認証を受けたソフトウェア等の認証製品一覧表については、そのリンクを国税庁のホームページに掲載していますので、国税庁ホームページからも確認することができます。

【国税庁 HP 掲載先】

ホーム/法令等/その他法令解釈に関する情報/電子帳簿保存法関係/JIIMA 認証情報リスト

(注) 1 J I I M A認証を受けたソフトウェア等であっても、初期設定が機能要件を満たす設定となっていない場合や、設定変更によって機能要件を満たさなくなっている場合も考えられますので、利用に当たっては、ソフトウェア等のマニュアル等で機能要件を満たす設定となっているか確認することが望まれます。

2 また、電子取引データ保存の要件には、システム関係書類の備付けに関する事項等、機能に関する事項以外の要件もあり、それらを含め全ての要件を満たす必要がありますので注意してください。

問 87 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会により認証されたソフトウェア等とはどのようなものでしょうか。

【回答】

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」といいます。）が電子帳簿保存法に規定する機能要件に適合するか機能の仕様について取扱説明書等で確認を行い、法的要件を満たしていると判断し認証されたソフトウェア等をいいます。

認証制度開始時からの電子帳簿（法4①）及びスキャナ保存（法4③）用のソフトウェア等に係る認証制度に加えて、令和3年4月以降は、電子書類（法4②）及び電子取引（法7）に係るソフトウェア等、令和8年1月以降は、重加算税の加重措置の除外措置（デジタルシームレス保存）（法8⑤[令和9年1月1日以後に施行されるものです。]）に係るソフトウェア等についても認証を行っています。

なお、認証を受けたソフトウェア等は、J I I M Aのホームページに掲載される認証製品一覧表に明示されるほか、当該ソフトウェア等の取扱説明書等に認証番号などが記載されています（J I I M Aのホームページに掲載されている認証製品一覧表については、そのリンクを国税庁のホームページに掲載しています。）。

また、認証を受けたソフトウェア等は、以下に示す「認証ロゴ」を使用することから、そのソフトウェアが J I I M A から認証されたものであるか否かについては、この認証ロゴによって判断することもできます。ただし、以下の「認証ロゴ」は令和 8 年 7 月現在で使用しているものを記載していますので、使用に当たっては取扱説明書等で認証番号などを確認していただくようお願いします。

(参考)

《認証ロゴ（令和 8 年 7 月現在使用されている主なもの）》

～電子取引に係るソフトウェア～



若しくは



又は



若しくは



又は



若しくは



～重加算税の加重措置の除外措置（デジタルシームレス保存）に係るソフトウェア～



又は



認証ロゴを使用できる場所

認証製品の梱包材、製品マニュアル、技術マニュアル、仕様書、WEB ページ 等

【国税庁 HP の掲載場所】

ホーム/法令等/その他法令解釈に関する情報/電子帳簿保存法関係/JIIMA 認証情報リスト

問88 電子取引について、「災害その他やむを得ない事情」を証明した場合に保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、そのような事情があれば、電磁的記録の保存自体不要になるのでしょうか。

【回答】

この場合については、保存義務が免除されるものではありませんので、電磁的記録の保存は必要になります（取扱通達7-11）。

【解説】

規則第4条第3項前段の規定は、災害その他やむを得ない事情により、保存時に満たすべき要件に従って電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存時に満たすべき要件を満たさなくても保存ができることを規定したものであり、保存義務が免除されているものではありません。

したがって、（検索機能の確保等の要件を満たさなくても）最低限、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しておく必要があり、当該電磁的記録を完全に消失してしまっている場合については、保存すべき電磁的記録の保存がないこととなります。

なお、電磁的記録については、災害等によりデータを保存していたパソコン本体が棄損した場合等、紙に比べてその確認が困難となる場面も多く想定されることから、納税者の責めに帰すべき事由がないときには、単に電磁的記録が存在しないことのみをもって、義務違反を問うことはありませんが、仮に当該電磁的記録が消失してしまった場合であっても、可能な範囲で合理的な方法（取引の相手先や金融機関等へ取引内容を照会するなど）により保存すべき取引情報を復元していただきたいと考えています。

おって、災害その他やむを得ない事情が止んだ後に行う電子取引については、規則第4条第3項の規定の適用はありません。そのため、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存時に満たすべき要件を備えた上で保存する必要がありますので注意してください。

（注）消費税法の「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等」については、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを事業者において証明した場合は、保存が不要とされているため、その請求書等のやり取りが電子取引により行われた場合のその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存がなかった場合も同様（必ずしも復元は不要）の取扱いとなります。

★ 問89 当面、電子取引の取引情報に係る電子データ保存への対応が間に合いませんが、どのような対応をすればいいのでしょうか。

【回答】

令和5年12月31日までに行う電子取引については、令和4年度の税制改正で経過措置として整備された「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行に向けた宥恕措置」を踏まえ、電子データを単に保存しておくか、保存すべき電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます。）を保存し、税務調査等の際に提示又は提出（以下「提示等」といいます。）ができるようにしておいていただければ差し支えありません。

また、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示等を行うことができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能となる措置（猶予措置）が講じられています（【問93】参考）。

このように、令和5年12月末までに行う電子取引を対象とした宥恕措置では、出力書面のみを保存する方法で対応することが認められていましたが、令和6年1月以降に行う電子取引を対象とした猶予措置では、出力書面のみを保存することで対応することは認められておらず、出力書面の提示等に加え、電子データそのものも保存しておき、提示等ができるようにしておく必要がありますので、そのために必要な準備をお願いします。

【解説】

令和3年度の税制改正で、従前認められていた、電子取引の取引情報に係る電子データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子データの保存に代えることが

できる措置（電子データの出力書面等による保存措置）が廃止されましたが、令和4年度の税制改正においては、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための措置が講じられています。

具体的には、電子取引の取引情報に係る電子データの保存に関する当面の宥恕措置として、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存時に満たすべき要件に従って保存をすることができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等の際にその電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提示等の求めに応じることができるようになっている場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず、その電子データの保存をすることができるとする経過措置が講じられたものです。

また、令和5年度の税制改正において、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示等を行うことができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存を可能とする措置（猶予措置）が講じられました（【問93】参考）。この出力書面に加えて、電子データそのものについても提示等ができるようにしておくことが要件とされている点に注意する必要があります。

（参考）

宥恕措置の適用にあたっては、保存時に満たすべき要件に従って保存をすることができなかったことに関するやむを得ない事情を確認させていただく場合もありますが、仮に税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを、具体的になくても結構です。適宜お知らせいただければ差し支えありません。

猶予措置の適用についての留意事項については、【問93～問97】をご確認ください。

★ 問 90 電子データを授受した場合であっても、令和5年12月31日までの間は、やむを得ない事情があれば、出力することにより作成した書面による保存が認められるのでしょうか。

【回答】

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に電子取引を行う場合には、授受した電子データについて要件に従って保存をすることができないことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出を行うことができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能となり、また、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存をすることも認められます。

なお、上記の取扱いを受けるに当たり税務署への事前申請等の手続は必要ありません。

【解説】

電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするよう、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引については、保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等のように、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存時に満たすべき要件に従って保存することができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、その電子データの出力書面等（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能となり、また、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面等による保存をすることも認められます。

この取扱いは令和5年12月31日までと期間を区切って認められているものであることから、事業者の皆様におかれては、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について

は検索要件等の保存時に満たすべき要件に従ってその電磁的記録の保存ができるようにするなどの対応をお願いします。

(参考 1)

上記の「やむを得ない事情」には、その時点までに要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情等が該当します。

(参考 2)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 25 号）附則第 2 条第 3 項（（経過措置））の規定により読み替えて適用される規則第 4 条第 3 項ただし書（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置））では、この宥恕措置における「やむを得ない事情」が生じなかった場合において、保存時に満たすべき要件に従って電子データの保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りではないとされています。この規定が適用される場面としては、例えば、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報についても保存時に満たすべき要件に従って電子データの保存を行わないことを明らかにしている場合等が該当します。

(参考 3)

令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引について認められる猶予措置においては、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存することは認められず、電子データそのものの保存が必要となりますので、ご注意ください。

問91 やむを得ない事情が認められ、かつ、整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出の求めに応じることができれば、電子データによる保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面」とはどのようなものでしょうか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている」とありますが、具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。

【回答】

規則第 2 条第 2 項第 2 号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」必要があると規定されており、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 25 号）附則第 2 条第 3 項（（経過措置））の規定により読み替えて適用される規則第 4 条第 3 項（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置））の規定による宥恕措置における「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面」についても、同号における「整然とした形式及び明瞭な状態」と同様に、書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態をいいます。

また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている」については、税務調査等の際に、税務職員の求めに応じ、その電子データを出力することにより作成した書面の提示又は提出をしていただく必要があります。

【解説】

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 25 号）附則第 2 条第 3 項（（経過措置））の規定により読み替えて適用される規則第 4 条第 3 項（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置））に規定する、「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいいます。

また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている」については、

税務調査等の際に、税務職員の求めに応じ、その電磁的記録（電子データ）を出力することにより作成した書面の提示又は提出に応じていただく必要があります。

なお、令和3年度の税制改正前（令和4年1月1日前）においては、電子取引の取引情報に係る電子データを出力することにより作成した書面については、その取引情報の受領が書面により行われたとした場合又はその取引情報の送付が書面により行われ、その写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、その書面を保存すべきこととなる場所に、その書面を保存すべきこととなる期間、保存を行うこととされていました。令和4年度の税制改正で整備された宥恕措置により、税務調査等の際に、税務職員の求めに応じて提示又は提出をしていただく必要がある書面についても、令和3年度の税制改正前の取扱いや、その提示又は提出を遅滞なく行っていただく必要があることを踏まえると、税務調査等が行われうる期間、適正な場所で保存を行っていただく必要があります。

問92 やむを得ない事情が認められ、かつ、出力することにより作成した書面の提示又は提出に応じることができれば、電子データによる保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、事前に税務署への申請等を行うことは必要でしょうか。

【回答】

やむを得ない事情の有無や出力された書面については、必要に応じて税務調査等の際に確認することとしており、事前に税務署への申請等を行うことは必要ありません。



問93 電子取引について、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認める場合に、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしているときは、保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、どのような場合がここでいう相当の理由があると認められることとなりますか。

【回答】

令和5年度の税制改正において創設された新たな猶予措置の「相当の理由」とは、例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないと言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合については、この猶予措置における「相当の理由」がある」と認められ、保存時に満たすべき要件に従って保存できる環境が整うまでは、そうした保存時に満たすべき要件が不要となります。

したがって、検索機能の確保の要件を満たすための準備が間に合わない場合についても、電子データ自体を保存するとともに、電磁的記録及びその電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提示・提出の要求に応じることができるようしておくことで、猶予措置の適用によって、電子取引データの保存義務に対応することができます（【問97】参照）。

ただし、システム等や社内のワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存時に満たすべき要件に従って保存できるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の理由がなく、そうした要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられないことになります（取扱通達7-12）。

なお、この猶予措置の適用を受けるに当たり税務署への事前申請等の手続は必要ありません。

【解説】

令和4年度の税制改正において、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための措置（宥恕措置）が講じられていましたが、この宥恕措置については、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止されました。

ただし、令和6年1月以降においても、システム等や社内のワークフローの整備が間に合

わない等といった事業者が一定数見込まれており、こうした状況を踏まえ、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及びその電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます。）の提示又は提出をすることができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能とされ、柔軟に電子データの保存を認めることのできる措置（猶予措置）が電子帳簿等保存制度に位置付けられました。

なお、本取扱いについては、その電子データの保存に代えてその出力書面のみを保存する対応は認められず、猶予措置の適用を受ける場合には、電子データ自体を保存するとともに、その電子データ及び出力書面について提示又は提出をすることができる必要があることにご留意ください（取扱通達 7－13）。

（参考 1）

規則第 4 条第 3 項後段において「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由」がなかったとした場合において、保存時に満たすべき要件に従って電子データの保存をすることができなかったと認められるときは、この限りではないとされています。この規定が適用される場面としては、例えば、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報について電子帳簿保存法による保存時に満たすべき要件に従って電子データの保存を行わないことを明らかにしている場合等が該当します。

（参考 2）

令和 4 年度の税制改正で経過措置として整備された宥恕措置（令和 5 年 12 月 31 日までに行う電子取引が対象）について、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合の「やむを得ない事情」とは、本取扱いと異なり、電子データの保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存時に満たすべき要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいい（【問 90】参考）、この経過措置の適用に当たっては、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存時に満たすべき要件に従って行うことができなかったことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、その電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その出力書面等の保存をもってその電子データの保存を行っているものとして取り扱って差し支えないものとされていました。

★ 問 94 税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合には、その後に行った電子取引の全てについて、保存時に満たすべき要件が不要になるのでしょうか。

【回答】

取扱通達 7－12 に記載されたような事情が継続している限り、「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認められ、保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存をすることが認められます。

ただし、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事情が解消された後に行う電子取引データの保存については、「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」とは認められませんので、事情が解消された後に行う電子取引については、保存時に満たすべき要件に従った電子データの保存ができるよう準備していただく必要があります。

【解説】

令和 5 年度の税制改正で整備された猶予措置では、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合には、その「要件に従って保存することができなかったこと」が解消されるまでの間は保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存をすることができますが、当該事情が解消された後に行う電子取引には、当然適用されません。

（参考 1）

規則第 4 条第 3 項前段の規定は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録

の保存時に満たすべき要件を満たさなくても保存ができることを規定したものであり、保存義務が免除されているものではありません（【問88】参照）。

（参考2）

この猶予措置の適用にあたっては、保存時に満たすべき要件に従って保存をすることができなかったことに関する相当の理由を確認させていただく場合もありますが、仮に税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを具体的にご説明いただければ差し支えありません。

問95 これまで原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存をしていましたが、今後システム更改を予定しており、新システムでは検索要件を備えた上でデータ保存をすることが困難な状況となります。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。

【回答】

令和5年度の税制改正前から、保存時に満たすべき要件に従って適切に電子取引のデータ保存ができており、特段の事情なく、その後のシステム更改によって検索要件を満たすことができなくなった場合については、「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認められませんので、規則第4条第3項の規定の適用はありません。

【解説】

問93【解説】 のとおり、令和5年度の税制改正で措置された猶予措置については、令和6年1月以降においても、システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事業者が一定数見込まれる状況を踏まえ、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮した措置であることから、既に原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存が可能である事業者については、この猶予措置の対象とはなりません。

ただし、既に原則どおり対応している事業者であっても、事業規模の大幅な変更などの事業実態の変化があり、資金繰りや人手不足等の理由があって要件に従って保存することができなかった場合は「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当すると考えられますので、この猶予措置の対象となります。

なお、この猶予措置の適用にあたっては、仮に税務調査等の際に税務職員から確認等があった場合には、新システムでの対応状況や今後の更改予定などを具体的にご説明いただければ差し支えありません。

いずれにしても、事業者の皆様におかれては、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、実情に応じて、適切な保存のための必要な準備をお願いします。

問96 令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができる」ようにして保存していましたが、書類の保存スペースの関係から、電磁的記録を出力した書面を廃棄して電子データのみを保存することを検討しています。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。

【回答】

令和5年度の税制改正後の要件（規則第4条第1項に規定されている保存時に満たすべき要件）に従って適切に電子取引のデータ保存ができていたにもかかわらず、その後、特段の事情もなく書類の保存スペースの関係から電磁的記録を出力した書面を破棄したことにより「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じること」ができず、その要件を満たすことができない

くなった場合については、「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認められませんので、規則第4条第3項の規定の適用はありません。

【解説】

問93【解説】のとおり、令和5年度の税制改正で措置された猶予措置については、令和6年1月以降においても、システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事業者が一定数見込まれる状況を踏まえ、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮した措置であることから、令和5年度の税制改正後の保存時に満たすべき要件に従って適切に電子取引のデータ保存が可能である事業者が、特段の事情なく検索要件を満たすことができなくなった場合については、この猶予措置の対象とはなりません。

ただし、書類の保存スペースの関係から電磁的記録を出力した書面を破棄する場合について、事後的に以下の要件を満たす検索機能を確保（【問48】参照）したうえで、電磁的記録を出力した書面の廃棄と引き換えに電子データのみを保存していた場合は、検索機能の要件を確保していることになります。

- (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができること。
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

（注）電磁的記録を出力した書面をスキャナ保存することは認められません（【問99】参考）。



★問97 相当の理由が認められ、かつ、電子データ及びその電子データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り。）の提示又は提出の求めに応じることができれば、保存時に満たすべき要件に従った電子データの保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたもの」とはどのようなものでしょうか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている」とありますが、具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。

【回答】

規則第2条第2項第2号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」必要があると規定されており、規則第4条第3項の規定における「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面」についても、同号における「整然とした形式及び明瞭な状態」と同様に、書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態をいいます。

また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている」については、税務調査等の際に、税務職員の求めに応じ、電子データ及びその電子データを出力することにより作成した書面の提示又は提出（以下「提示等」といいます。）をしていただく必要があります。

なお、猶予措置の適用を受ける際の出力書面の整理方法については、法令上特段の規定はされていませんが、税務職員の求めに応じて提示等をしていただく必要がある書面については、その提示等を遅滞なく行っていただく必要があることを踏まえれば、例えば書面で保存している国税関係書類と同様に整理する方法で整理しておく等、税務職員の求めに応じて遅滞なく提示等ができるように、適切に管理しておくことが望ましいと考えられます。

【解説】

規則第4条第3項に規定する、「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別する

ことができる状態をいいます。

また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている」については、税務調査等の際に、税務職員の求めに応じ、その電磁的記録（電子データ）及びその電子データを出力することにより作成した書面の提示等に応じていただく必要があります。

なお、令和5年度の税制改正後の保存時に満たすべき要件については、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存をすることは認められないこととなりますので、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、電子データそのものの保存が必要となります。

問98 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存時に満たすべき要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか。また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどのように取り扱われるのでしょうか。

【回答】

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に電子取引を行う場合には、授受した電子データについて要件に従って保存をすることができないことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出をすることができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能となり、また、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存をすることも認められます（【問90】参照。）。

令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、その電磁的記録を出力した書面等による保存をもって、当該電磁的記録の保存に代えることはできません。したがって、災害その他やむを得ない事情又は税務署長が相当の理由があると認める事由がなく、その電磁的記録が保存時に満たすべき要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ます。

なお、青色申告の承認の取消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうかを検討した上、その適用を判断しています。

また、その電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合については、その電磁的記録や書面等は、国税関係書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において、納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

【解説】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定により保存義務が課されていることから、その電磁的記録を保存する必要があります。そして、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たさず保存している場合や、その電磁的記録の保存に代えて書面出力を行っていた場合（※）には、保存すべき電磁的記録の保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消の対象となり得ますので注意してください。

※ 令和3年度の税制改正において、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面等に出力することにより保存を認める取扱いが廃止されました。

なお、青色申告の承認の取消しについては、保存時に満たすべき要件の違反があったことをもって直ちに必ず行われるものではなく、「個人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」に基づき、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうかを検討した上で行うこととしています。

また、電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面を保存している場合(※)において、その要件に従って保存がされていない電磁的記録や出力した書面等については、他者から受領した電子データとの同一性が担保されないことから国税関係書類以外の書類とみなされません。

※ 令和5年度の税制改正において、税務職員の求めに応じ、出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示又は提出できるようにしており、その電磁的記録を提示又は提出できるようにしている場合は、検索機能の確保は不要とする措置が講じられましたが、この取扱いを受ける場合であっても、出力した書面だけではなく、その基となった電磁的記録についても保存する必要があります。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

そのため、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たして保存ができなかった場合には、その原因等をまとめておくほか、再発防止策等を講じることが望まれます。

なお、消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、引き続き、その電磁的記録を出力した書面による保存が可能とされています。

(注) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する令和3年度税制改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことにならないかと心配している方が見られます。

しかし、これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにもかかわらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。



問99 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面をスキャナ保存することは認められますか。

【回答】

認められません。

【解説】

令和3年度の税制改正においては、税務手続の電子化を進める上での電子取引の重要性に鑑み、他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保できないことから、真実性確保のための要件(改ざん防止措置)が課されていない出力書面等による保存措置が廃止されたところであり、この出力書面による保存自体が電子帳簿保存法上の保存方法とならないこととなりますので、当然、その出力書面をスキャナ保存することも電子帳簿保存法上の保存方法とはならないこととなります。

ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。

(注) 上記は、令和4年度税制改正における経過措置として整備された宥恕措置や令和5年度税制改正において整備された猶予措置を踏まえて出力されている書面についても同様です。これは、令和4年度税制改正における当該宥恕措置や令和5年度税制改正における当該猶予措置では、法令上、出力書面について税務職員の求めに応じ提示・提出できることが要件のひとつとされており、その保存は求められていないためです。

問100 私は、勤務先から支払われている給与のほか、副業として行っている講演・原稿執筆から得ている雑所得を有しています。これらの雑所得を生ずる活動については、相手方等との一切のやりとりを電子メール・ウェブサイト上で行っていますが、法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定に基づき、その取引情報に係る電子データを保存しなければなりませんか。

【回答】

所得税法上、ある年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額について、前々年の金額が300万円を超える場合には、その業務に関してやりとりした請求書・領収書等（以下「現金預金取引等関係書類」といいます。）を保存する必要があります。

副業として行っている講演・原稿執筆等は、ここでいう雑所得を生ずべき業務に該当することから、その業務に関する現金預金取引等関係書類の保存義務があるため、それを電子データで授受した場合には、法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定に基づいて当該電子データを保存する必要があります。

【解説】

令和2年度の税制改正により、所得税法上、一定の雑所得に係る請求書・領収書等（現金預金取引等関係書類）の保存義務が創設されました（所法232②）。

お尋ねのあった取引のうち、副業として行っている講演・原稿執筆等については、所得税法上、雑所得を生ずべき業務に含まれると解されており、所得税法の当該規定によって現金預金取引等関係書類の保存義務がある方は、法第2条第4号の保存義務者に該当することから、法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定に基づいてその取引情報に係る電子データを保存しなければなりません。

もっとも、所得税法の当該規定によって現金預金取引等関係書類の保存義務がある者が保存すべき電子データの範囲は、法第7条の趣旨を踏まえると、現金預金取引等関係書類に通常記載される事項に係る電子データとして授受したものに限定して差し支えありません（取扱通達7-15参照）。

問101 当方は公益法人ですが、法人税法上の収益事業を行っており、青色申告の承認を受けて、法人税の申告をしています。電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、収益事業に係る取引に関するものだけを保存しておけばいいのでしょうか。それとも、収益事業を含む全ての事業の取引に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないのでしょうか。また、青色申告法人以外の公益法人である場合はどうなるのでしょうか。

【回答】

公益法人等が青色申告法人である場合、収益事業を含む全ての事業の取引に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する必要があります。他方、青色申告法人以外の公益法人等である場合、収益事業に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすれば足りることになります。

【解説】

法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））では、所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされています。この場合の「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。）の授受を電磁的方式により行う取引をいうこととされ（法25）、この「取引情報」については、収益事業に係る事項に限られていません。

公益法人等に係る帳簿書類の保存については、公益法人等が青色申告法人以外の法人である場合、現金出納帳その他必要な帳簿、また、収益事業に係る取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び相手方に交付したこれらの書類の写し、さらに、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類を保存しなければならないこととされています（法人税法150

の2①、法人税法施行規則66①、67①②)。

他方で、公益法人等が青色申告法人である場合、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿等、また、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類、さらに、取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び相手方に交付したこれらの書類の写しを保存しなければならないこととされ(法人税法126①、法人税法施行規則59①)、公益法人等が青色申告法人以外の法人である場合の定めとは異なり、「収益事業に係る取引に関して」とされていないことから、収益事業を含む全ての事業の取引に関する書類を保存しなければならないこととされています。

電子帳簿保存法に基づく電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、電子帳簿保存法が国税関係帳簿書類の保存方法等について所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものであることを勘案し(法1)、公益法人等が青色申告法人である場合においては、上記の帳簿書類の保存と同様、収益事業を含む全ての事業の取引に関する帳簿書類を保存する必要があるとともに、当該公益法人等が取引情報の授受を電磁的方式により行った場合には、一定の要件に従って、収益事業を含む全ての事業の取引に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととなります。他方、公益法人等が青色申告法人以外の法人である場合においては、一定の要件に従って、収益事業に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすれば足りることとなります。



問102 電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子データ)の保存を行っているシステムを新システムへ変更する場合、電子データを移行するに当たって、具体的にどのような措置を講ずる必要がありますか。

【回答】

電子データ保存における改ざん防止措置として、「タイムスタンプが付された後、電子データの授受を行う方法」、「速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)電子データへタイムスタンプを付す方法」、「電子データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して、電子データの授受及び保存を行う方法」のほか、「訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、備付け、運用する」という方法があります。(【問18】参照)。

データ移行に当たっても、改ざん防止措置を講ずる必要がありますが、タイムスタンプを引き継ぐなどの対応ができない場合であっても、データ移行時における訂正削除の防止に関する事務処理規程を定めて備付け、定めた規程に沿って運用することで、改ざん防止措置の要件を満たします。

なお、通達7-1(4)において、電子データの保存の形態として、「見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。」と示していますので、データの移行に際して、編集があったとしても、電子データの取引情報の内容に変更が生じない程度のものであれば、合理的な方法による編集として問題ありません。

また、取扱説明書等を保存しておくなど、移行前のシステムにおいて、どのように電子データ保存の要件を満たしていたのかを説明できるようにしておくことが望ましいです。

【解説】

旧システムから新システムへの移行に当たっては、旧システムから電磁的記録を取り出し、新システムへ電磁的記録を取り込むまでの間は、当該電磁的記録について改ざん防止が担保できない期間となることから、当該移行期間中においても改ざん防止措置を行う必要があります。この点、タイムスタンプの付与(もしくはタイムスタンプ代替措置)が要件になっているスキャナ保存とは異なり、電子データ保存においては、改ざん防止措置として、「事務処理規程を定め、備付け、運用する」という方法も認められていますので、旧システムから新システムに電子データを移行する場合の取扱いについても異なります。

具体的には、データ移行に際して、旧システムにおいてタイムスタンプの付与により改ざん防止の措置をとっていた場合や、移行に際して新たにタイムスタンプを付与するといった

対応ができない場合であっても、データ移行時の「事務処理規程を定め、備付け、運用する」という方法によっても、移行期間中の改ざん防止が担保されることになります。

「事務処理規程を定め、備付け、運用する」という方法は、あくまで電子データに関する改ざん防止措置として認められているものですので、同じシステムでスキャナデータと電子データを併せて保存している場合において、両方のデータをまとめて新システムに移行しようとするときには、この方法は認められないことに留意ください。

なお、スキャナ保存における適切なデータ移行を行うための方法として、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）において、その考え方や移行時に特に注意すべきポイントを『電帳法スキャナ保存におけるデータポータビリティガイドライン～タイムスタンプ代替要件で確保されたデータの移行について～（第1.0版）』としてまとめ、そのホームページに掲載しています。当該ガイドラインは、スキャナデータ移行のガイドラインとして作成されたものですが、その考え方については、電子データの移行に際しても参考になると考えます。